

平成29年 第2回

木古内町議会定例会会議録

平成29年6月20日 開会

平成29年6月20日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	第1日目（平成29年6月20日）	
	議事日程	3
	議会運営委員会報告書	5
	議長諸報告	6
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	8
	開会・開議の宣告	10
日程第 1	会議録署名議員の指名	10
日程第 2	議会運営委員会報告	10
日程第 3	会期の決定	11
日程第 4	議長諸報告	11
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告	11
日程第 6	行政報告	12
日程第 7	一般質問	14
	8番 鈴木 慎 也	14
	3番 平野 武 志	21
日程第 8	報告第1号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	29
日程第 9	報告第2号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書につ いて	31
日程第 10	報告第3号 平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について	31
日程第 11	報告第4号 平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価 報告書について	32
日程第 12	議案第9号 木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について	33
日程第 13	議案第11号 旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条 例制定について	33
日程第 14	議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算（第2号）	33
日程第 15	議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	33
日程第 16	議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	33
日程第 17	議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	33
日程第 18	議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算（第1号）	33
日程第 19	議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	33
日程第 20	議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	33
日程第 21	議案第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	33
日程第 22	議案第10号 木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	55

日程第23	議案第12号	木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	57
日程第24	議案第13号	木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結について・・・	58
日程第25	議案第14号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・	59
日程第26	議案第15号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について・・・	60
日程第27	同意案第1号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第28	同意案第2号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第29	同意案第3号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第30	同意案第4号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第31	同意案第5号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第32	同意案第6号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第33	同意案第7号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第34	同意案第8号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第35	同意案第9号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第36	同意案第10号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	62
日程第37	発議案第1号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について・・・	65
日程第38	発議案第2号	議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・	66
日程第39	意見書案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書・・・・・・・・	67
日程第40	意見書案第2号	松前半島道路の整備促進を求める意見書・・・・・・・・	68
日程第41	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・	69	
	会期中の閉会・・・・・・・・・・・・・・・・	69	
	会議録署名議員の署名・・・・・・・・・・・・・・・・	70	

平成29年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)	29. 6. 20	原案可決
議案第2号	平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第3号	平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第4号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	29. 6. 20	原案可決
議案第5号	平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第6号	平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第7号	平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第8号	平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	29. 6. 20	原案可決
議案第9号	木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について	29. 6. 20	原案可決
議案第10号	木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	29. 6. 20	原案可決
議案第11号	旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	29. 6. 20	原案可決
議案第12号	木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 6. 20	原案可決
議案第13号	木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結について	29. 6. 20	原案可決
議案第14号	財産の取得について	29. 6. 20	原案可決
議案第15号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	29. 6. 20	原案可決
同意案第1号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第2号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第3号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意

同意案第4号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第5号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第6号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第7号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第8号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第9号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
同意案第10号	木古内町農業委員会委員の選任について	29. 6. 20	原案同意
報告第1号	平成28年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	29. 6. 20	報告済み
報告第2号	平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について	29. 6. 20	報告済み
報告第3号	平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について	29. 6. 20	報告済み
報告第4号	平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	29. 6. 20	報告済み
発議案第1号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について	29. 6. 20	設置・選任
発議案第2号	議会閉会中の所管事務調査について	29. 6. 20	原案承認
意見書案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書	29. 6. 20	原案可決
意見書案第1号	松前半島道路の整備促進を求める意見書	29. 6. 20	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	29. 6. 20	承認

## 平成29年6月20日（火）第1号

- 開会日時 平成29年6月20日（火曜日）午前10時00分  
○ 閉会日時 平成29年6月20日（火曜日）午後 3時58分
- 

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福嶋	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
町民課長	吉田	宏
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	田原	佳奈
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成29年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成29年6月20日(火)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	平成28年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
9	報告 第2号	平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について
10	報告 第3号	平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について
11	報告 第4号	平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について
12	<b>議案 第9号</b>	<b>木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について</b>
13	<b>議案 第11号</b>	<b>旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について</b>
14	<b>議案 第1号</b>	<b>平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)</b>
15	<b>議案 第2号</b>	<b>平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</b>
16	<b>議案 第3号</b>	<b>平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</b>
17	<b>議案 第4号</b>	<b>平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)</b>
18	<b>議案 第5号</b>	<b>平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)</b>
19	<b>議案 第6号</b>	<b>平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)</b>
20	<b>議案 第7号</b>	<b>平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)</b>
21	<b>議案 第8号</b>	<b>平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)</b>
22	<b>議案 第10号</b>	<b>木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について</b>



23	議案 第12号	木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
24	議案 第13号	木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結について
25	議案 第14号	財産の取得について
26	議案 第15号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
<hr/>		
27	<b>同意案第1号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
28	<b>同意案第2号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
29	<b>同意案第3号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
30	<b>同意案第4号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
31	<b>同意案第5号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
32	<b>同意案第6号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
33	<b>同意案第7号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
34	<b>同意案第8号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
35	<b>同意案第9号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
36	<b>同意案第10号</b>	<b>木古内町農業委員会委員の選任について</b>
<hr/>		
37	発議案第1号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について
38	発議案第2号	議会閉会中の所管事務調査について
39	意見書案第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書
40	意見書案第2号	松前半島道路の整備促進を求める意見書
41		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成29年 6月20日

木古内町議会  
議長 又地 信也 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 新井田 昭男

### 議会運営委員会報告書

平成29年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
29. 6. 16	新井田、平野 相澤、福嶋 鈴木	なし	大野副町長、若山総務課長	吉田 西嶋

#### 2. 平成29年第2回木古内町議会定例会における議会運営について

- (1) 今定例会の会期については、6月20日から6月21日までの2日間としたい。
- (2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

議事日程番号12から21、27から36までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

- (3) 付議案件は、報告4件、議案15件、同意案10件、発議案2件、意見書案2件である。
- (4) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

平成29年 6月20日

木古内町議会  
議長 又地信也様

木古内町議会 総務・経済常任委員会  
委員長 平野武志

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
29. 3. 28	佐藤、新井田、平野、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	なし	大野副町長、吉田町民課長 吉澤主査、構口建設水道課長 村上主査、岩本主査、小池技師	吉田 西嶋
29. 5. 11	佐藤、新井田、平野、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	なし	大野副町長、羽沢保健福祉課長 平野病院事業事務局長 武藤包括ケア推進室長	吉田 西嶋
29. 6. 6	佐藤、新井田、平野、竹田 相澤、手塚、福嶋、鈴木 吉田、又地	なし	大野副町長、平野病院事業事務局長 武藤包括ケア推進室長 野村教育長、渋谷生涯学習課長 堺主査、平野主査 木村産業経済課長、福井主査	吉田 西嶋

2. 所管事務調査項目

(1) 町民課

①放課後児童健全育成事業（学童保育）について（現地調査）

(2) 建設水道課

①公共施設等総合管理計画及び公共下水道事業全体計画について

(3) 保健福祉課・病院事業

①老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について

#### (4) 生涯学習課

①木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

#### (5) 産業経済課

①プレミアム商品券発行事業について

### 3. 調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告する。

#### (1) 公共施設等総合管理計画及び公共下水道全体計画について

平成28年度末に完成版の公共施設等総合管理計画及び公共下水道全体計画が示された。

公共施設等総合管理計画については、平成29年第1回定例会での所管事務調査報告でも述べたとおり、将来の健全な財政運営を図るため、計画実施の基となる個別施設計画の作成が急務である。

公共下水道全体計画については、大幅な見直しがあり公共下水道の整備が行われない地域も案として出された。それらの地域は、環境衛生の観点から個別浄化槽や小規模浄化槽の設置について、我が町の方針や援助施策の策定が急がれる。また、整備の年次については、財政計画と照らし合わせると短縮も考えられる。

今後開催される下水道事業再評価委員会では、これらの意見も踏まえ協議・検討された新しい公共下水道全体計画となるよう期待する。

#### (2) 老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について

老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合（合併）協議が進められ、基本合意書の締結までの進捗が示された。これも平成29年第1回定例会の所管事務調査報告で述べているが、施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足のいく方向性を示すことが絶対条件である。

病院事業全体の経営を重要視することは当然ながら理解するものの、この経営統合という大変革を進めるにあたり、福祉の町「木古内町」として、施設利用者等への大胆な援助等を含む施策の協議・検討を引き続き求める。

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成29年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
9番 吉田裕幸君、1番 佐藤 悟君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
平成29年3月10日に開かれました、平成29年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男君。  
○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。  
平成29年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 新井田昭男。  
議会運営委員会報告書。  
平成29年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。  
記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況につきましては、6月16日に開催し欠席委員はおりませんでした。  
2. 平成29年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、6月20日から6月21日までの2日間としたい。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
議事日程番号12から21、27から36までは一括議題とする。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。  
(3) 付議案件は、報告4件、議案15件、同意案10件、発議案2件、意見書案2件である。

(4)一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月21日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの2日間と決定いたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成29年3月10日に開かれました、平成29年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成29年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、3月28日より記載のとおり3回会議開催を行いました、欠席委員はございませんでした。

2の所管事務調査項目につきましては、(1)の町民課 (2)の建設水道課、(3)保健福祉課・病院事業、(4)生涯学習課、(5)の産業経済課まで調査内容につきましては、記載の

とおりでございます。

### 3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告する。

#### (1) 公共施設等総合管理計画及び公共下水道全体計画について。

平成28年度末に完成版の公共施設等総合管理計画及び公共下水道全体計画が示されました。

公共施設等総合管理計画については、平成29年第1回定例会で所管事務調査報告でも述べたとおり、将来の健全な財政運営を図るため、計画実施の基となる個別施設計画の作成が急務である。

公共下水道全体計画については、大幅な見直しがあり公共下水道の整備が行われない地域も案として出されました。それらの地域は、環境衛生の観点から個別浄化槽や小規模浄化槽の設置について、我が町の方針や援助施策の策定が急がれる。また、整備の年次については、財政計画と照らし合わせると短縮も考えられる。

今後、開催される下水道事業再評価委員会ではこれらの意見も踏まえ、協議・検討された新しい公共下水道全体計画となるよう期待する。

#### (2) 老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について。

老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合協議が進められ、基本合意書の締結までの進捗が示されました。これも平成29年第1回定例会の所管事務調査報告で述べておりますが、施設利用者や家族、そして両施設の職員や関係者が納得し、満足のいく方向性を示すことが絶対条件であります。

病院事業全体の経営を重要視することは当然ながら理解するものの、この経営統合という大変革を進めるにあたり、福祉の町「木古内町」として、施設利用者等への大胆な援助等を含む施策の協議・検討を引き続き求める。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

**○議長(又地信也君)** 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 皆様、おはようございます。

平成29年第2回定例会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告が1件ございますので、ご報告を申し上げます。

1. 後期高齢者医療保険料、及び国民健康保険税に係る軽減判定誤りについて。

平成28年12月27日、厚生労働省は後期高齢者医療保険料の軽減判定について、電算処理システムの設定に誤りがあり、世帯主また本人が青色申告を行っている被保険者の一部に、保険料賦課額の誤りが全国的に発生していると公表いたしました。

原因は、厚生労働省が開発し、全国で使用されている標準システムについて、平成20年4月の導入当初から、本来計算に用いるべき数値とは異なる数値が使われたことによるものでございます。

当町においては、制度発足当初の平成20年度から28年度の9か年で、1件1万5,400円が還付の対象となり、追加徴収はありません。

また、軽減判定のしくみが同じであります国民健康保険税については、同様の誤りにより、平成24年度から28年度の5か年で、2件4万7,000円が還付の対象となり、こちらも追加徴収はありません。

誤算定となりました方々に、深くお詫びを申し上げますとともに、本件の対象となる方々に対しましては、職員が個別訪問し、対応することとしております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告がありました。質疑はございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長、いま追徴はない、還付が3件ということで、昨年12月に厚生労働省が誤りを発覚して、今日まで6か月もやはり期間がなぜこんなにかかったのかというのがまず一つ。

それと、保険料の賦課額の誤りと書いていますけれども、具体的には例えばどういうことなのか。私達にすればこれを見て、9年間で1件しか本当になかったのかなというそういう心配な部分もあるものですから、その部分と今回追徴の部分がないということが幸いしたなどという気はしています。還付だけですけれども、ただやはりシステムの誤りですから、担当がどうしてもこれを発見することができなかったのだらうと思うのですけれども、具体的な賦課額の誤りという部分と今日まで遅くなったという部分について、答弁を願います。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、私のほうからまず1点目の厚生労働省で昨年の暮れに発表してどうしていまの時期かということなのですが、厚生労働省の発表を受けまして、ことしに入りまして国から北海道のほうにそういう調査依頼がありまして、そこを経て各市町村のほうに実態調査がありました。その報告の最終期限が5月末ということの期間設定で、それで木古内町においても判定の誤りがその時点でまとまったということになりました。今回の報告ということになっております。

それから、2点目の具体的にどういう内容かということなのですが、青色申告をされるかたが翌年度へ純損失の繰越控除を行う場合、その税法上と軽減判定を行う場合では、計算の仕方が違っていて、税法上では専従者給与を必要経費になりますので、それを見たあとで純損失額を計算をしますが、軽減判定上はその専従者給与を支払う前で実際計算をしなければならなかったのですが、実際のところ税法上と一緒に扱いで専従者給与を見たあとで、軽減判定をしたということで、それが誤っていたということの内容になります。以上です。



○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことといたします。

はじめに8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

本日、2件の一般質問を通告どおり行わせていただきます。

まずはじめに、医療・福祉の食についてでございます。

2018年4月に、経営統合する予定の老健いさりびと恵心園の食事は、町外業者へ外注するとの報告を受けました。病院事業全体の経営を重要視することはもちろん理解できますが、町内の医療、福祉の食は現在の恵心園方式を参考にすることで、一次産業の発展・地元商店の活性化へ貢献しています。また、恵心園方式とは地元食材を地元業者から仕入れて、手作りの心がこもった食事を作るということでございます。また、何より入居者のかたに美味しい地元の食事を提供することは、「福祉の町きこない」として本来、あるべき姿だと考え、実際に入居されているかたの満足度は非常に高いと聞いております。

このような様々な観点からも「医療・福祉」の食を町外の外注業者だけでなく、地元食材や地元業者との協力連携で運営される環境作りを積極的に整えることが求められていると思います。早急に幅広い議論や検証が必要であると考えます。

下記について、町長及び病院事業管理者の見解を伺います。

(1) 業者の選定経緯と高齢者の医療、福祉の食事助成制度の検討(地元食材、地元業者の場合)でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えいたします。

はじめに、小澤病院事業管理者と協議の中で、答弁が重複しておりましたので、私が代表してお答えさせていただきますので、ご了承願います。

まずはじめに、老健いさりびでございます。老健いさりびでは、平成17年の改築時に調理作業を平準化でき、効率的な作業工程や人員配置ができる、新調理方式と呼ばれるクックチル方式を採用しております。

この方式は、厳格な食材の温度管理と急速冷蔵により、衛生管理が向上するという特徴もございますので、厳格なマニュアルに基づく調理が必要となり、直営での運営は困難であると判断し、業者へ全面委託したところでございます。

当時、委託するにあたり、地元業者の支援と育成の観点から、町内からの食材調達を検討し、要請をしましたところ、米と野菜の一部は納入価格で合意がされ、現在も米につきまし

ては全て地元となっております。

このような経緯の中、平成29年度における費用につきまして、委託している業者へ確認しましたところ、1人1日あたりまず人件費が700円、材料費が680円とこのような積算になっております。ここまでが介護老人保健施設のいさりびでございます。

一方、恵心園の材料費は、現在約1,000円となっており、恵心園の方式をそのまま採用いたしますと、1日あたりの食費は1,700円となり、介護報酬制度における基準であります1,380円を大きく上回る、そして年間約1,000万円程度の費用が増嵩するというこのような結果になります。

地方公営企業法におきましては、運営に要する経費は、経営に伴う料金収入をもって充てるこの「独立採算性」が原則とされております観点から申し上げますと、地元業者と地元食材を使用することによりまして、この制度を大きく上回るこのような基準になりますことから、運営上適切ではないと認識しているところでございます。

また、一般会計から企業会計への補助につきましては、極めて限られておりまして、災害の復旧あるいは災害と同程度の合理的理由がある場合と定められていることから、費用が増嵩した分を一般会計が補うということにはなりません。

したがって、医療・介護政策の中で、負担を伴う地元業者との地元食材の使用については、困難であるとおのうにご理解を願います。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 8番 鈴木慎也君。

**○8番(鈴木慎也君)** 一応、今回一般質問をするにあたって、これまでの病院の歴史でしたりとか自分なりに現場に足を運んでいろいろと調べたつもりでございます。ですので今回、町長がこのようなご答弁をされるのかなというのは、予測していた部分もあるのですけれども、確におっしゃるとおりの部分とまた非常にもうちょっと議論・検討をすべきじゃないのかなと改めて思いました。確かに、食事代が年間1,000万円上がるということは、理解できました。そうするとその中で、町外のいわゆる事業者のマイナスの部分と言いますかもちろん出てくると思うのですよね。そこがきちんと確認をされて、どれぐらいの地元業者に対してのマイナスの金額が出ると。そこもきちんと把握して1,000万円という金額を出されたのだと私は思いたいのですけれども、実情の部分はきちんと調べられたのでしょうかという部分をもう一度お聞きしたいと思っています。

あと、業者の選定という部分では、おっしゃるとおり金額が安いから外注業者だというのは理解できるのですけれども、これはいつどのような形で行われているのだろうかという部分の質問があります。

また、その金額以外のいわゆる基準の考えは一切ないということでもよろしいのでしょうかという二つ目の質問でございます。

一つ目が地元業者への経済へのマイナスの損失のお金は把握をしているのかという部分と、あと業者の選定がどのように行われているのかという部分をちょっと説明してほしいと思います。

**○議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

**○病院事業事務局長(平野弘輝君)** 質問のございました恵心園の業者の状況について、ご説明いたします。

現在、恵心園では地元業者の利用は、7から8社ということで聞いております。年間の材料

費の納入額は900万円程度で、一番多い業者の納入額は400万円程度というようなことで聞いております。ただ、業者の名前につきましては、教えていただいております。

これによる給食部門の収支状況なのですが、収入につきましては入所部門で、基準がもう介護報酬で入ってくる単価が決まっております。これは、1日あたり1,380円ということになりますので、これに平均入所者数の48人をかけて、1年間の365日をかけますと、おおよそ2,400万円の収入になります。また、通所もやっておりますので、こちらは昼食を提供しております。これが年間延べ日数で4,000人、おおよそ200万円の合計で2,600万円が収入となっております。

一方、支出のほうにつきましては、材料費が1,800万円、年間900万円が地元業者でございますので、残りの900万円は町外の業者から納入がされていると。こちらについては、主にできあいのものを使用する時に納入がされているというようなことで聞いております。

一方、人件費につきましては、直営で行っておりますので、年間で1,500万円と結構割高な人件費になっておりまして、支出合計が3,300万円でございますので、収入の2,600万円から支出の3,300万円を引きますと700万円ぐらいの赤字ということになっているのが恵心園の現状でございます。

あと、これまでの業者の選定方法でございますけれども、平成17年に80床に改築して現在の委託業者がそれ以降運営しております。36床時代の老健の給食につきましては、渡り廊下を利用して当時の木古内町国保病院の給食から配膳をしております。新たに17年度に開設した当初、クックチル方式の採用に基づき、業者の見積もり合わせをやった結果、1食あたりの単価が一番低い現在の委託業者に決まった経緯がございます。

この間、単価につきましては、若干上がってきておりますけれども、長期継続契約に基づき、前年度までは3年契約で現在の委託業者が行っているというような状況になっております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) まず2番目の長期契約で3年ということで、いま説明がありましたけれども、今回来年度の4月に統合するタイミングでの見直しとかはどうなのでしょう。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 現状、老健いさりびにつきましては、給食の提供食数が入所者数の減少により、少なくなっております。今後、予定どおり特養との統合が決まれば食数が満度の80以上になりますので、今後、クックチル方式を提供できる業者が管内にあるとすれば、その業者と見積もり合わせをしていきたいなというふうに思っております。

ただ、鈴木議員がおっしゃられます給食の地元業者、そして地元産の納入につきましては、金額上かなり厳しいのかなと。また、給食業務の委託メリットとしては、委託先の現状の業者につきましては、現場のニーズに即した物資の調達や補給の情報ニーズを一元管理するシステムというロジスティクスシステムを採用しておりますので、安定安価な食品が提供できるというかなり優位なシステムがありますので、金額だけを申しまして比較するとなればかなり厳しいのかなというのが現実でありますので、ご理解ください。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 見積もり合わせも含めていま一度地元業者のかた、もちろん企業努力というのは必要だと私も思っておりますので、きちんと公正公平の中でいま一度このタイミ

ングで、しっかりと業者の選定をやっていただきたいと思います。その結果、例えば外注業者になった、例えば一部は町内業者。本来は私の思いとしましては、何パーセントは町内、何パーセントは町外と。そのような上手くお互いのメリットを組み合わせさせてやってほしいなという思いもあるのですけれども、まずその前にやはり公正公平に業者の選定を行っていくという観点から考えますと、しっかりと地元業者に対してその辺は周知をして実施していただきたいなと思っております。

今回、一部の町民からは不透明じゃないかと。何もそういう話が聞こえてこないというちょっと不安な声も一部ありましたので、ぜひともしっかりとご対応のほうをしていただきたいと思っております。

あと、恵心園のほうでは700万円の赤字ということですが、病院の事務局長の立場であればそれは当たり前の答弁だと私も理解しています。ただ町長、私もそれを理解しているのですけれども、我が町は「福祉の町きこない」なのに、本当にそれでいいのでしょうか。基本的な食事は全て外注で本当にいいのだろうか。いま一度そこを考えてほしいと私はそう思うわけでありませぬ。

地元業者のメリットは、最初に発言させてもらったように、一次産業の発展と地元商店の活性化、これはもちろん基本的にあるものです。ですが、やはり何よりも顔が見える安心感ですとか、あと地元の雇用、法人税というのは大小ありますけれども、福祉・教育にももちろん様々な幅広い行政サービスを下支えしているのだと。私は、そういう目線でも見るべきじゃないかと思っております。ですので、地域における住民の日常生活や事業活動を支える行政サービスを安定的に供給するのであれば、もちろん単価の安い高いいろいろありますけれども、その責任を十分にはたしていくためには、私は財源の根源となる雇用とか法人税は、全く検討の余地もなく進めてしまうのは、やはりよろしくないなと思っております。ですので、我が町の大きな公共事業である医療・福祉の食事は、町全体から見ると本来の目的以外にも様々な約割があると思っておりますので、いま一度業者への選定プラス町内の事業者の食事、若しくは材料も含めて何パーセントぐらい確保するとかそういう具体的な案を本当に議論を重ねて考えなければならぬと思っております。本当に今回このタイミング、来年のタイミングで、本当に地元で木古内にとって、「福祉の町きこない」にとって、重要なことであると私はそのように認識をしておりますので、町長におかれましては最初に答弁をされた内容は理解できますけれども、そこだけの観点だけじゃなくて将来的な木古内の福祉を考えた時に、やはり地元の材料であったりとか商店が必要なのだと。その観点をもう一度しっかりと考えていただいた上で、再度ご答弁をいただきたいです。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 鈴木議員のお尋ねの内容につきましては、極めて大事な点をお話されておりますので、これを全く否定するものではありません。ただ現状、当町の病院事業は公共事業の全部適用を受けて、独立採算制を取っております。その関係で、やはり財政というものを気にしながら業務を進めていかなければならぬ。先ほど申し上げましたように、一般会計から自由にお渡しできる財源がありませんので、そういった面も十分配慮して、私どもは努めていかなければならぬと。こういうことでございますので、その辺もご理解いただきたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** 1問目の時間が経過いたしました。2問目の一般質問に入っていただ

きます。

8番 鈴木慎也君。

**○8番(鈴木慎也君)** 2番目の質問に入らせていただきます。

給食センターの多機能化（仮称総合給食センター）についてです。

現在、給食センターは小学校と中学校の児童・生徒分、約230食を作っており、地元食材の積極的使用や地元商店との連携により、安心安全で高品質な給食を提供していることから、事業成果は高いと考えております。

いま現在は、製造能力の約半分の稼働率と聞いておりますが将来、生徒数の減少が予測される中、施設設備の遊休化、老朽化が懸念されます。

また、将来的に児童・生徒数の減少と反比例し医療、福祉を中心とした高齢者のニーズが増えることも予測されます。

以上のことから安心安全な給食の安定供給という本来の機能を適切に維持しながら、高齢者も対象とした医療、福祉、そして見守り活動も含めた宅配サービスや災害時の炊き出し等の様々な機能が求められてきます。計画的に、「仮称総合給食センターの新設及び増設」を検討すべきと考えていますが、町長及び教育長の見解を伺います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 8番、鈴木慎也議員の給食センターの多機能化についてのお尋ねにお答えいたします。

ご承知のとおり、当町の学校給食センターは、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達のため、安心安全で栄養バランスのとれた、おいしい食事の提供に努めているところでございます。

また、この施設は現在地に平成15年に改築してから、14年を経過しておりますけれども、給食施設・設備の改善については、計画的に整備を行っているところでございます。

一方、高齢者を対象とした給食宅配サービスなどについては、食材の量、栄養価、そしてアレルギー対応など、学校給食の提供と異なる条件であるため、現状の施設設備や調理体制では、学校給食センターでの供給はできないものと考えているところでございます。

また、当町では地元の民間業者において、高齢者や買い物弱者の方々への食事等の宅配サービスが行われている現状があります。

したがいまして、教育委員会といたしましては、学校給食センターの本来の使命をはたすことが重要であると考えており、総合給食センターの新設及び増設の検討については、必要ないというふうと考えているところでございます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 8番、鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの総合給食センターでございますが、これには食品衛生法、学校給食法、医療法、老人福祉法、さらには介護保険法など、様々な法令に基づきこれを設置するということになりますので、それぞれの法律に適合した設備、あるいは調理体制で運営していくことが求められます。

当町の給食センターは、先ほど教育長からの答弁にもございましたが、学校給食法に基づいて小中学生に対する給食の提供を行っているところでございます。

仮に、当町の給食センターで高齢者などへの宅配サービスなどこのような提供を行った場

合には、お尋ねの総合給食センターということで運営になると思うのですが、新たな調理ライン、これまでの小・中学生用ではなくて、新たな調理ラインの確保、そしてまた現行の施設の改修、さらには整備、こういったものが必要になってまいります。

一方、平成27年度に町が実施をいたしました町内の高齢者を対象としたニーズ調査におきましては、高齢者への宅配サービスのニーズがございませんでした。また、今日、民間業者による宅配サービスが行われていることなどを考慮しますと、総合給食センターの必要性はないと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 町長及び教育長、2名から答弁をいただきまして、非常にわかりやすいご答弁ありがとうございます。

教育長の答弁は学校、子ども達のために安心安全な食をと。その答弁以外私は、何も言うことはございません。引き続き、子ども達の食育ということで、安心安全な給食を努めていただければなと心から思っております。

また一方で、町長、先ほどの病院の部分と感覚的に私の中で一緒だなというのがあるのですけれども、もちろん学校の教育長としてのご答弁と町長としての答弁。私は、同じものを求めているわけではありません。町長は、もちろん町全体のことを将来、いま小さな子ども達が大きくなった時にどういう町であるのかとか、そういったトータル的な町の方向性を考えて答弁をされるだろうと私は期待していたのですけれども、ちょっと残念に正直思っております。

1点、おそらく勘違いされていたのかなというのがあるのですけれども、いま現在「民間の宅配サービスが」という部分で、私の質問はいまある民間の業者さんをなくするということではございません。町運営なのか例えば第三セク新会社を立ち上げるのか、そこからきちんと議論をして考えるべきじゃないかということでございます。

あと、先ほどもそれぞれの学校のライン、福祉のラインとおっしゃっていましたが、もちろんそれも専門的に学校は学校の専門、福祉は福祉の専門ということで考えて連携していったら、最初の答弁で考えていませんという答弁がちょっとどうしても納得いかない部分がございますので、もう少し幅広く考えていただいた時に、検討プロジェクトチームの設置は、検討の余地すらないのでしょうか。もう一度、ご確認をしたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 一番大きなことは、住んでいるかたにそのニーズがあるかどうかということなのですが、先ほど申し上げましたように、平成27年に行った高齢者へのニーズ調査によりますと、必要性がないというそういう結果になっております。それが大きな要因でございまして、検討の余地はないという結論に達しております。

これは、少し細かく申し上げてよろしいでしょうか。ニーズ調査の中で、食事の用意をするのはどなたですかというこのお尋ねに対してご回答が、同居の家族が89%、別居の家族が4%、ヘルパーさんが4%、宅配サービスのニーズはないというふうに結論付けたところでございます。現在、2回目のニーズ調査を実施しておりますので、引き続き宅配サービスのニーズの把握、あるいは分析などを行っていくこととしております。現段階では、鈴木議員のお尋ねに優しく答えられなくて大変申し訳ないですが、こういったことから必要性はないというふうに判断しております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 近々第2回の調査をしていただけるということなのですが、確かに宅配サービスはないのですから、それに対してどうですかと現状調査をしてもないに決まっていると思うのです。たぶん質問の方向性だと思うのです。いまは同居ですけれども、例えば来年・再来年どうでしょうかと。できればそこまで調べて、それが私は本当のニーズ調査だと思うのですけれども。いま現在は同居で、確かにそうなると思います。いまあまりそういうサービスをされていないわけですし、それを受けているかたも少ないのですから。ですので、そもそものアンケートの部分がちよっといま一度、文章の部分をもう一度見直し・点検をされてから、アンケートを実施していただければなと思いますし、あとニーズがもしあれば今後実施する可能性はあるのでしょうかということをお願いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ニーズ調査にあなたの2年度どうなっていますかという質問は、非常に答えづらい。したがって、こまめにニーズ調査を行っていくということで、現在2回目のニーズ調査を行っておりますので、これからするのではなくて、現在行っておりますので、その結果を十分把握した上で、また新たな施策を考えなければならないそんな時期が来るかと思えます。

ただ、1回目の27年のニーズ調査の結果から読み取れるのは、一般の町外の業者さんが随分一生懸命努力をされて、1個の弁当からでも配達をすとか、様々な努力で高齢者のかたを援助していると。こういったことも大きな要因になっているのではないかとこのように判断できるのではないかと思います。これから現在行っているニーズ調査を基に、また鈴木議員からのお尋ねの中にもありますことが必要と判断できた場合には、前向きに進めていきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 2回目のニーズ調査は、いつ頃実施をされるのでしょうか。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) 2回目のニーズ調査につきましては、5月の下旬から順次郵送、個別訪問等を行いまして、いま取りまとめをしている最中でございます。

また、このことにつきましては、広報等でも周知をしてございますので、ご覧いただければと思います。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。それでは町長、ことしの7月12日に厚沢部町のほうで総合給食センターがオープンするということですが、道南ではおそらく厚沢部だけかなど。全国的にみると様々な形態がありまして、中には地元スーパーに弁当を卸すような総合給食センターもあつたりと地方それぞれ特色がある給食センターのあり方が増えてきているというのは、実際増えてきていますし、私もそういう認識であります。厚沢部の給食センターの人口。あの町は4,000人で、我が町とだいたい一緒なのですが、あの町はできて我が町ができない理由というのは、どこにあるのでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) それも様々な自治体の状況が違いますので、その町がどうしてできたかあるいは私どもがどうしてできたかと。現在、私どもが取り組まないというのは、ニー

ズがない中でこの事業を進める必要性がないと判断したわけですが、厚沢部町の実態はよく存じあげないのですが、あそこは自治体が協働で給食していたところから、独立をされたら、新しい給食センターを作ると。こういうところでラインが幾つか設けることも設計段階からできたのではないかというふうに思われます。私どもで実際にやるとすると、増築ですとか改修ですとかこういったことがかかりますので、タイミングとしては良かった。あるいは、またニーズもあったのだというふうに推測いたします。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。町長のニーズというのは、一度整理をさせていただきますと、宅配サービスに限ったニーズという認識でよろしいですか。いままでの答弁の中で、宅配サービスのことなのか全体的なものなのか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 先ほどお答えいたしましたように、このニーズ調査は食事の用意をするのはどなたですかという質問をさせていただきました。その中で、同居の家族あるいは別居の家族、ヘルパーさんとかこういったことでもございまして、そのほかのかたの数字はごく少ないのでありますが、町内の宅配サービスをされている事業所さんがしっかりとサポートをしてくださっているとこういうふうに理解しております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) やっと理解できました。現時点では、町長が答弁されたように我が町にはいま必要ないということなのでしょうけれども、子どもが減る中で高齢者のかたが増えていくという事実は変わりませんので、我が町のこれからを見ていくと子ども達と高齢者という二つの大きな課題というのは、これからクリアしていかなければいけない課題としてあると思います。ですので今後、総合給食センターなのかどういう形なのかは私のいまの質問からちょっと述べることはできませんけれども、子ども達と福祉が一緒になるような施策というのも今後、考えていかなければならないのかなと考えております。

あと、いまの場所も高さが高いわけでもございませんので、もし非常時の津波ですとかいろいろ考えると今後、もしまだ14年・15年ということですので、まだ建物自体はガッチリと建っているわけでもございますが、もし次の建て替えの時期がくるようでありましたらと言っても高さであったりそういうところもきちんと配慮されて、考えていただければなと思います。これは、本当に長い課題にはなるかと思うのですけれども、以上をもちまして、質問を終わります。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君の一般質問を終わります。

次に、3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

本日、2項目の一般質問を提出しておりますので、1項目目より進めさせていただきます。

一つ目、木古内町「町民栄誉賞」の条例・規則の改正についてでございます。

長い歴史の中で、木古内町出身者や木古内町に所在する個人や団体がスポーツや文化活動において、幅広く功績を残しております。

様々な活動において、広く町民に敬愛され、町民に明るい希望と活力を与えるとともに、木古内町の名声を高めることに貢献している個人を讃えるための条例・規則だと思います。

しかしながら、これまでに該当者が出ていないのが現状でございます。



今後、町民が木古内町への「愛郷心」を強く持ち、さらなる活躍や貢献していただくことを考えると、多くの受賞者を選考できるような条例・規則に改正するべきだと私自身は考えます。町長の見解をお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 3番、平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

木古内町の町民栄誉賞についてのお尋ねでございますが、当町におきましては、昭和44年に木古内町表彰条例が制定されております。その後、平成24年に町民栄誉賞を追記し、改訂をしたところでございます。

条例の第2条では、表彰の種類が明記されておりますが、表彰の種類は、お尋ねにありますように町民栄誉賞のほか、自治功労・教育文化功労・産業経済功労・社会功労と、それぞれの分野の町政功労表彰、さらに、善行表彰や特別表彰がございます。

町民栄誉賞の表彰事由には、「広く町民に敬愛され、町民に希望と活力を与えると認められる者」としており、同条例施行規則には、表彰の基準として、「文化、スポーツの分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著な者」とこのようにしております。

具体的には、ノーベル賞受賞、さらにはオリンピックでのメダリスト、また国内におきましては、全国大会の優勝など、活躍が特に顕著な場合を想定しているところでございます。

一昨年でございますが、木古内バレーボール少年団の全国大会2位というご記憶に新しいかと思いますが、その際には、ただちに表彰条例の中で特別表彰を授与を決定し、ちょうど選手団の帰りを待つ形になりまして、イベント会場で表彰を行ったところでございます。

今後も本条例に基づき、顕著な功績に対しては、速やかに対応してまいりたいと考えておりまして、この条例の中で十分対応ができると判断しておりますので、新たな改正の考えは持っておりません。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 現状の考えは、いまの答弁を聞いて理解いたしました。

参考までにお聞きしますが、いま木古内町の表彰条例のほかに、木古内町名誉町民条例というものもあるのですね。木古内町名誉町民条例については、私の記憶ではいただいたかたは存じ上げないのですが、今日までこれも昭和48年に条例制定をされているのですが、名誉町民になられたかたはきょう現在までいらっしゃるかどうか確認をしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** お尋ねのとおり、名誉町民という条例もございます。これまでは、3名のかたが名誉町民となっております。当町におきましては山木竹蔵さん、こちらのかたは元町長をされておきまして、昭和48年の受章になっております。3名おりまして、次が58年の長く町議会議長をされておりました西山兼松さんというかたでございます。3人目は、平成4年でございますが、長く町長を務められておりました小島義三さん、当町ではこの3名のかたが名誉町民というふうに、当時のそれぞれの時代の議会で決めているところでございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 先ほど私は記憶にないと言ったのですけれども、3名のかたがいらっしゃるのですね。これを聞くと長く町長をやられているということで、大森町長もこちらのほうの対象になるのかなというふうに感じました。

それで、先ほどの表彰条例のほうに戻りまして、町民栄誉賞はおそらくこれまで1名もなされたかたはいらっしゃらないと思うのですけれども、この中身の町政功労表彰、先ほど町長の説明があったとおり、何種類かございますね。特に私も記憶にある自治功労という賞なのですけれども、こちらについては例えば特別職の議会の議員を20年やるだとか、消防団員を30年やるだとかわかりやすいのです。ここ近年でもこの表彰を受けられたかたは、私は記憶しております。先ほど言った特別表彰のバレーボールも記憶にございます。それ以外で町政功労表彰の中で、教育文化功労、それから産業経済功労、社会功労、3項目あるのですけれども、この3項目について近年受賞されたかたがいるかどうか、記憶があればお知らせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** それぞれの功労賞につきましては、四つの功労がありますが、四つあわせて今日まで113名のかたが受賞されております。いま手元に名簿の一覧がございせんが、その選考には住民からの推薦、あるいは行政からの推薦、様々な推薦、立候補は構わないのですが。そして、選考委員会を開催して、その中で選考し、そして議会にお諮りするところのような仕組みになっております。それぞれの選考する中で、どちらにもそのかたが活躍しているという場合などは、選考委員会の中でこちらのほうが最もいいよねと。こういう意見がありますと皆さんで協議をすると。ですから、文化で活躍する人もいたり、自治で功労されるかたもいらっしゃいますけれども、それは委員会の中で決定をし、議会にお諮りするところのようなことになっております。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 四つの項目で113名のかたが昭和44年からですから、年月はだいぶ経っているのですけれども。私も調べられる範囲で調べたのですけれども、ここまでの人数はちょっと調べることができなくて、ほんの数名だったのです。ここ近年の町民の活躍を見ても表彰に値するだろうなと思いつつもこの表彰から漏れると言いますか見逃したと言いますか、そういう個人的に感ずる部分があるのですけれども、この選考基準です。名前が挙がってからは当然、委員会に諮られると思うのですけれども、その選考委員会に諮られるまでの経緯・現状をお知らせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 先ほど申し上げましたように、推薦という形が多くなっております。

住民の皆さんに推薦をお願いするわけでございますが、その中で推薦がないという場合、このかたは顕著な活躍をしているという場合には、私の方で推薦をして、委員会のほうに諮っているケースもございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** わかりました。おそらく推薦という形は、広報等を通じておそらく町民に周知をしているのかなと推測するわけでございますが、なかなか町民が広報の記事を見て、この表彰に推薦をしてくださいますというのはいづらいいと言いますか、なかなか推薦の数が少ないと思うのです。その際に、町行政の皆さん方だけで目を配っても届かない部分はあると思いますので、この中身にも書いてあるとおり、表彰を受けるということは「愛郷心を強く持ち、今後さらなる活躍や貢献をしていただく」というもらった本人も大変嬉しいわけですから、できるだけ幅広く多くのかたにこれだけの項目がある表彰を受けていただくよう

な探すと言いますかそういう努力を続けてほしいなとおります。

それと今回、町民栄誉賞という名前にこだわったのですけれども、この町政功労表彰という名称も当然ながら、優秀な表彰だということはわかるのですけれども、この世間の目から見るとこの町民栄誉賞という名称の響きがすごいいいのですね、私個人といたしましては。先ほど町長の答弁にもあったように、町民栄誉賞に値するというのは我が町もそうですし、全国どこの自治体もそうだと思うのですけれども、オリンピックで金メダルをあるいはノーベル賞を受賞というとてもない偉業をされたかたしか対象にならないという現状だと思うのです。

そこで、提案なのですけれども、私は全国がどういう態勢でいま言ったような町民栄誉賞、市民栄誉賞を与えているのかはさておいて、我が町においてはこの下の特別表彰を含むそれぞれの賞を町民栄誉賞の中の項目として、町政功労表彰ということにすればいいのではないのかなと思うのです。というのが先ほど言ったように、町民栄誉賞という冠がすごいもらって嬉しいと思うのです。名前に差別するわけではありませんけれども、善行表彰、特別表彰、この前に町民栄誉賞と記載された中の善行表彰ですよということになると個人差はありますけれども、もらった人は大変名誉ですしここに書いてある愛郷心プラス、今後さらなる頑張りの肥やしになるのではないかなと考えます。あわせて先ほどの名誉町民条例、これも中身を見るとこれまで3名のかたが受けられていると思うのですけれども、自治功労のこの基準と類似しているのですね。正直わかりづらい、この名誉町民と町民栄誉賞。分類している意味合いもわかりづらいので、いま言ったこととあわせて名誉町民条例も含めて、中身の協議と改善ができればいま言った意見を反映させるような協議をしてもらえないかどうかをお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 極めて大事なお尋ねだと思います。この功労賞というのが対外的な響きを考えると、平野議員のお尋ねも確かかなとそんなふうに感じるところもあります。

当町のルールですからこれは良いルールにするのもこれもまた我々の仕事でございますので、十分検討はしたいなと思います。

いまもう一つ検討しているのは、当町の表彰と教育委員会が社会教育・学校教育で、顕著なかたに差し上げている表彰、これが時期がずれていたり、統一性がしっかりとないというこういったこともありますので、それも見直しましょうということで、教育委員会といま協議をしようとしております。この中で、この表彰条例について外に向けて、またいただいたかたが嬉しくて、そしてまた名誉だと感じるような冠、こういったのも検討してみたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** すいません、1点答弁漏れですけれども、名誉町民条例。これも先ほどの町民栄誉賞との1項目目と中身が類似していて、非常に種分けが難しいと思うのです。

この中身を見ると、名誉町民の特典待遇があるのですね。これいま時代にはたしてどうなのかなと考える部分もありますので、この町民栄誉賞とあわせて、この名誉町民条例の中身についても廃止にするものなのか、このまま残して中身を変えていくものなのかの協議をしていただけるのかどうか。その部分1点、先ほどの質問の答弁漏れだと思いますので求めます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 全くの性格が違うものですから、そこまで議論するかどうかという事は、いまここではお答えできませんが、十分、意に沿えるような検討はしたいと思っております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 中身について、表題の町民栄誉賞についての中身の検討と追加になってしまったのですが、名誉町民の中身についても十分協議をいただくという回答をいただきましたので、今後の協議内容にまた注視しながら参考意見と言いますか我々も私も思ったことを伝えていきたいと思っております。きょうのところは、この1項目目については、終わりたいと思っております。

○議長(又地信也君) 2番目に入ってください。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) それでは、2項目目に入らせていただきます。

2項目目は、恒例のと言いますか人口減少対策の具体的取り組みについてでございます。

人口の減少、特に(少子高齢化)は、全国的にみても深刻な推移調査の結果が出ております。特に地方の人口が少ない自治体は、将来的に町の存続さえ危ぶまれております。

もちろん我が町木古内町においても同様で、積極的な人口減少対策が求められておまして、対策の先行している自治体に追いつき、追い越せの心づもりの施策を提示していただきたいと常日頃思っております。

平成27年12月定例会、1年半前ですけれども、その時の一般質問の項目もございしますが、その後の検討内容とあわせ、特に今回は子育て世代をターゲットにした移住対策に力を入れるべく下記の対策案について町長の考えをお伺いしたいと思っております。

(1) 番が、空き家バンク制度の策定です。(2) 番、出産祝い金制度の導入。(3) 番、保育料・学童保育の無償化。(4) 小・中学校の入学祝い金制度導入。(5) 義務教育期間の教材費全額助成。(6) 高校生までの医療費無償化。(7) 移住者への住居や車両の助成制度。

また、現状の制度PR用のまとめ冊子の作成をするべきだと考えます。以上、お伺いします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねの人口減少問題、具体的な取り組みについてお答えをいたします。

当町におきましては現在、人口減少対策として、子育て・保育では、保育料の軽減、ラッコクラブの運営などを実施しております。

また、保健・医療では、妊婦検診、予防接種、乳幼児検診、中学生までの医療費の無料化、医療バスの運行、国保病院の改築などを実施しており、一次産業におきましては生産基盤整備、一次産業後継者支援事業などを実施しております。

さらに、教育の分野では奨学金の貸し付け、通学バスの運行や通学費の一部補助、各種大会参加費用の全額補助、学校給食費の完全無料化などを実施しております。このほかに交通の利便性の確保、下水道事業の整備、土地建物の情報提供、公営住宅の整備など、総合的に環境整備の充実を図ることで、安心して暮らしやすいまちづくりを進め人口減少対策、あるいは移住・定住対策に努めているところでございます。

また、昨年度は企業誘致対策として、企業誘致用地の取得、木古内町企業振興促進条例の改正などを行うことや、移住・定住対策としては、ちょっと暮らし住宅の整備に取り組んでおります。

さらに今年度は、子育て支援対策として、町営での学童保育、移住・定住対策として、空き家リフォーム助成事業、高齢者や障害者のかたに対する支援として、高齢者等入浴無料券交付事業などをスタートさせたところでございます。

今後は、これらの取り組みを広く周知することが重要でありますことから、ホームページの内容充実を図るとともに、様々な媒体を活用し、周知に努めてまいります。

また、移住・定住パンフレットにつきましては、このたび、まちづくり新幹線課で作成いたしました。いま持っているこちらでございしますが、これはいまできあがったばかりでございしますが、16ページくらいになるのかな。こういったものを作成いたしましたので、これをしっかりと活用していくということにしております。

お尋ねにございます先進自治体に追いつき、追い越せという心構え、これは大事なことだと思うのですが、特に子育て世代をターゲットにした移住対策ということになりますと、その多くがお金が伴う給付事業ということになります。この給付事業につきましては、途中で止めるということを前提にしますと別でございしますが、一定の恒久的な財政負担が伴うということでございますので、慎重に対応をしてみたいと考えております。

人口減少対策につきましては、引き続き、出産・子育て、移住・定住、企業誘致、生活環境の整備など、極端に特定の分野にかたよることなく、バランスに配慮し、住民の皆様が住みたい、住み続けたい町、また住んでみたい町と言っていただけるように、そのことを目指して取り組んでいきたいと思っております。

自治体の財政規模はそれぞれでございしますので、今後も当町に適した施策の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** 今回、子育て世代をターゲットにした移住対策ということで質問をさせていただきました。

答弁の最初は、総合的な現在やっている施策をいろいろと説明いただきましたが、もちろん全ての分野において、総合的に充実している町というのは、もちろん理想でございします。

ただ、我が町の人口ですとか財政状況を考えると、当然ながら全国のいろいろな自治体よりもどの分野も優れているというのは、大変難しいことだと思います。

そこで、以前にも提案したのですが、これから少子高齢化が進んで、高齢化率が非常に高くて、お年寄りがどんどん多くなっているこの町に何が必要かと考えた時に、やはり子育て世代、若い世代がいかにかこの町に来てもらうか。いまの子どもの数を考えたら、町長がよくおっしゃるとおり、働く場所がないのでいまの子ども達がこのまま木古内に残ってくれるのかと言ったら、難しいと思うのです。将来的に考えて、当然ながら。ですので、いま現在、働いている人達をいかにかこの町に来てもらうかというのが私は一番力を入れるべきだと思って、今回もこの内容を提示させていただいたのですけれども。高規格道路もできますし、以前から言うように、函館市内は通勤圏内だと思うのです。そこで、子育てをしている人達がこの木古内町はこんなに子どもにとっては住みやすいと言いますか親にとっても経済も負担も少なく済むということがあれば、例えば家を建てたり、前回平成27年の12月の時には、住

居を建てる時の補助とかも提案したのですけれども、その際も実際それを施策を実行した場合の予算はこのくらいかかります。その変わり何世帯が来てくれたら、これだけの経済効果がありますというのを提示したのです。それを検証をした後、協議をしますという答弁をいただいたのですが、残念ながらその後、その件については具体的に話せる機会がなかったので、また今回同様の質問内容になったのですけれども。先ほど言うように、子育て世代の施策については給付型が多いというのは、確かに今回提案した全てがそうです。全てが給付型です。ただ、資料を提出するのを町長のところに届いたかどうか分からないのですが、実際この施策をやった時に、いくらかかるのだよという算出もしています。その変わりこの施策を実行したことによって移住者が増えると、これだけの町にとってのメリットもありますということも算出しております。そこを考えると町の経営者として、町長は町長になる前も立派な会社の社長さんでしたし、考えた時に将来を生き抜くためにはいま投資しても絶対この町が生き残るために返ってくるのだという内容だと私は思っているのです。そこで先日、北海道新聞の少子化対策の記事が6月7日の日に出たのです。よその自治体はよその自治体ですし、我が町は我が町だとおっしゃることもわからなくはないのですが、やはりメディアはわかりやすくどれがどの町がやっているよというのを実際こういうふうの記事にされているのです。これを道南18市町村なのですからけれども、5項目にわたって〇×にしているのですけれども、木古内が5個のうち二つをやっていると。5分の5をやっているのが一つの自治体で、福島町なのですからけれども、5分の1しかやっていないところが5個あると。18のうち上から数えると、5分の2をやっているのが七つの自治体なので、上から数えると7位ではあるのです。ただ、下から数えると6位でもあるのです。私は、やはりこういうメディアに効果があるないところにも書いてありますけれども、いかに移住定住の土俵に乗るためには、こういうメディアに注目されるところをまずやるという強い気持ちで取り組んでほしいなと思うのです。この5個のうち二つやっています、残りの三つはやっていません。そのやっていない三つが今回の質問の中身にも入っています。ですので、財政と相談しながら算出するのは大事ですが、まずはこの三つはやるという考えはありませんか。よその自治体に先ほどのまずは追いつくという観点から。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 極めてPRというのは大事なことでございますので、先ほどお尋ねにあった木古内で暮らしましょうというこういう小冊子もPRの一つでありますし、またメディアでのこういったご紹介のあった新聞記事も非常に大切なことでございます。一遍に全てができるかと言いますとやはり私どもは、非常に財政で厳しい時代を経験してまいりました。皆様方にも随分ご協力をいただいて、ご苦勞をかけました。もう二度と町が潰れるのだという方向に向かわないためにどうするかということは、一番大きな課題になっております。

しかし一方で、こういったPRも必要でございますし、ご提案いただいている給付型であってもそれにはお金をかけていくということも大事なことであります。そのバランスが極めて難しいものですから、三つを全て一遍にできるかということそれは難しいかもしれません。しかし、一つひとつ着実に実現に向けて検討していくということは、可能かと思えます。

せっかく良いお尋ねをいただきましたので、私どももそれなりに努力はしたいと思えますが、残念ながら今年度の予算の中ではこちらについては実現できませんでしたが、将来に向けてまた良いものは取り入れていくと。そして、財源の許す範囲でしっかりと努力していき

たいという気持ちは一緒だと思います。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) いま町長の言葉の中にもあったとおり、「財政の窮地に立たされることは二度としたくない」と。そのためにお金を節約するのだという考えもありますけれども、いままだ安定しているうちに投資をして、将来のことを考えると来ていただくという私は考えなのです。ただ、それには当然ながら緻密な算出等がありますから、いますぐじゃこれはやってこれはやらないという話は難しいのかもしれませんが、私はいまこのチャンスの時代に新幹線が開業しました、高規格道路ができました。非常に函館まで空港までもいま30分くらいで行けるような立地になります。通勤圏内なのです。この新聞の最後にも書いており、この5個のことだけではなかなか効果が上がらないと。ですので、車を例えば提供するだとか、まさに新聞の記者さんがそういう施策の提案をしているくらいそういう斬新な案をやらなければ効果が出ないということも新聞には書いています。私は、町長はいま1個ずつやれることはやると言いましたけれども、PRの観点からいくと、全部やらなければならないと思うのです。これまでも給食費無償、先ほど町長がおっしゃったようなコツコツと人口減少対策はやっていますが、残念ながら効果が出ていないです。実績がないのです。ちょっと暮らしてもいま1軒立ち上げてから入った実績はありますが、実際人口減少対策をやっている、いま喜んでるのは住んでいる人です。住んでいる人が我が町に住んで良かったなという部分は、十分にある程度伝わっていると思います。ただそれだけじゃ、ただお金を使っているだけなのです。町長が言うように、いま現在住んでいる町民の安心安全、住み心地が良い町だという部分は、将来の資産には反映されてこないのです。引っ越しするのを防ぐという部分ではありますけれども、一番大事なものはよそから引っ張ってくることで。それは、いま働いている人達を引っ張ってくるのが私は一番大事だと思って、今回この提案をさせていただきました。ですので、今年度は難しいという話がありましたが、今回の予算委員会でも私は委員長をやらせていただいたのですけれども、最後の報告で「人口減少対策にはボリューム不足だ」ということを述べさせていただきました。それは、私個人の考えではなくて、全議員の総意で予算委員会の所見として出したわけですから、その全議員の所見ということは、町民の意見だということです。それを重く捉えていただいて、いま現在やっている幅広い施策がだめとは言いません。ただ、実際足りないと思っています。よその自治体と比べると先ほども例を挙げたように、まだ中の下ぐらいなのですね。ぜひ力を入れて、先日の定例会でも予算委員会でもまちづくり新幹線課の業務が一部建設水道課に移って、「業務が少し空いた部分を人口減少対策に力を入れる」という言葉もいただきましたので、ぜひいま私の言った人口減少対策に力を入れて実績を作るという強い気持ちで取り組んでいただきたいと。その意思について、最後町長に聞きたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねのとおりでございます。限られた財源の中で、効果が上がるような事業を進めていかなければならないというふうに思っております。全ての事業をやったからそれがすぐ効果に表れるかということ、それはなかなか表れにくい世の中になっております。当町だけではなく全ての自治体が札幌に集中し、札幌の人間が東京に集中するというそういう仕組みに変わってしまっております。本当に東京一極にいま進んでおりますので、その中で地元で人口を増やすというのは、極めて難しいことではあります。さらに、何をし

なければならないかということ、いまいる住んでいる人達がここの場に住んで良かったと言っ  
てくださることが一番でございますし、それに加えてよそからの人を招き入れると。このた  
めにどうするかということをしっかりとして受け止めましたので、またそれが施策に反映できる  
ように努めていきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 強く町長から今後、取り組んでいくというお言葉だと感じましたので、  
人口減少対策についての今後も常任委員会の中で、調査事項と入っております。それはあく  
まで、個人の今回の質問ということに限らず、人口減少対策の総体的に常任委員会の中で様  
々話す機会がありますので、新しい取り組み、これからの考えを担当課と協議しながら我々  
も良い意見をいっぱい出して、少しでも人口減少対策に取り組みになればと思っております。

ちょっと時間がありますので、この中の特になのですけれども、2番から7番までは給付型  
の事業で、これをやっているのぜひ来てくださるとPRも含めて、よその町に発信できる  
部分だと思うのです。ただ、発信した際に木古内に住みたいけれどもどうしようか、どこに  
行こうかと言った時に、(1)番です。空き家バンク制度、これが整っていなければなかなか  
来ると言っても新しい家を建てれば良いのか、どこか空いているアパートを探せばいいのか。  
でもいまの木古内町の現状は、空き家が軒数が非常に多くて、担当課とする協議をする中で  
名義変更だったり、すぐ住めない状況だったりのうちは多数あって、なかなか整理ができな  
いのだという話は聞きますが、実際リフォームの施策も出ましたし、上手くいある施策と  
あわせて空き家バンク、木古内町にはこれだけの空き家がありますよという発信を少しでも  
整えられるように、この空き家バンク制度の策定をまず第一に、これはお金を予算をかけな  
くてもできますので、取り組んでほしいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 空き家バンクにつきましては現在、当町のほうで把握しております  
ので、あとは発信の問題だと思います。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

## 報告第1号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第1号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の繰越  
明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第1号 平成28年度木古内町一般  
会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により、繰り越しされた平成28年度木古内町一般会計歳出予算  
について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成28年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、各事業ごと  
にご説明いたします。



2款 総務費は、個人番号カード交付事業で、36万4,000円。3款 民生費は、臨時福祉給付金支給事業で、985万7,833円。6款 農林水産業費は、農業競争力強化基盤整備事業で、375万円。これらは、国及び道の事業が繰り越しとなったことによる繰り越しです。

被災農業者向け経営体育成支援事業で、55万6,000円。これは、台風による被害を受けた農業施設、ビニールハウス復旧の支援事業ですが、冬期間の施行が困難であることから、繰り越して行うものです。

8款 土木費は、都市計画道路環状線通整備事業で、2,174万円。これは、JR北海道道南いさりび鉄道との工程協議により、年度内予定分の工事が29年10月にずれ込んだことによるものであります。

合計3,626万7,833円を翌年度に繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 今回、民生費の臨時福祉給付金この件で確認をしたいのですが、昨年臨時福祉給付金の案内と言いますかそれをされたと思うのですがけれども、既に給付が終わっている部分。全件がまだ未給付なのか、給付済み、残りが何件あって、どのくらいの部分が残っているのかその実態を説明願います。

**○議長(又地信也君)** 町民課長。

**○町民課長(吉田 宏君)** 臨時福祉給付金の給付状況についてです。

現在、支出済みの件数が1,155名分となっております。これで既に受け付けのほうは終了をしておりますので、今後、この支出済み金額が1,732万5,000円となっておりますので、その金額で確定する予定であります。

**○議長(又地信也君)** 4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 今年度、給付する部分が1,700万円、それは29年度予算とあわせた部分ということでもいいのですね。そうしたら昨年、交付申請した部分は給付していないという解釈でいいのかどうなのか。

**○議長(又地信也君)** 町民課長。

**○町民課長(吉田 宏君)** この予算につきましては、12月の定例会で給付費と事業費とあわせて2,069万2,000円を補正しております。それで今回、繰り越した分につきましては、その全体の給付費のかかる分については、全体の半分の975万円となっております、残りの975万円につきましては、28年度で支出を終えておまして、それと含めまして先ほど言いました金額1,732万5,000円というふうになっております。

**○議長(又地信也君)** 4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 理解はします。けれどもやはり、こういう部分はそういう例えば数字の資料等も添付してもらわないとこの金額だけではたして丸々繰越明許になったのか、積み残した分がどれだけあるのかという部分が我々議案だけ見てもわからないものですから、当然予算書だとか補正があれば補正等の資料等を睨んで付け合わせをしなければいけないというふうになるものですから、今後できればそれらの一目2か年にわたる部分ですからそう

いう資料等の添付を要望しておきます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

### 報告第2号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第2号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第2号 平成28年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第212条の規定により、繰り越しされた平成28年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成28年度継続費繰越計算書を添付しておりますのでご説明いたします。

繰り越しする事業は、都市計画道路環状線通整備事業でございます。

8款 土木費、4項 都市計画費で、1億8,021万2,989円を翌年度に繰り越すものです。

こちら、工事の委託先である道南いさりび鉄道との工程協議により、28年度に予定していた工事内容の一部が29年度にずれ込むことによる繰り越しです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

### 報告第3号 平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について

○議長(又地信也君) 日程第10 報告第3号 平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、報告第3号 平成28年度木古内町水道事業会計予算の繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第2項の規定により、繰り越しされた平成28年度木古内町水道事業会計予算について、同法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成28年度木古内町水道事業会計予算繰越計算書を添付しておりますのでご説明いたします。

繰り越しする事業は、木古内町水道事業広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査業務委託事業でございます。

予算計上額 3,898万8,000円全額を翌年度に繰り越すものです。

国の交付決定が年度末となり、年度内の事業完了が困難なため、繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

#### 報告第4号 平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する 点検・評価報告書について

○議長(又地信也君) 日程第11 報告第4号 平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、報告第4号 平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し議会に提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育長から説明をいたします。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

教育長。

○教育長(野村広章君) ただいま上程となりました、報告第4号 平成28年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について説明を申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、教育委員会においては、責任体制の明確化を図り、教育行政の担い手としてその役割を發揮していくことが求められております。

このため、木古内町教育委員会といたしましては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成28年度における教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成し公表するものでございます。

このたびは、教育委員会や審議会等の開催状況に加え、平成26年度を初年度とする5か年の第6次木古内町教育総合推進中期計画の教育推進事項及び重点実践内容に基づいて、平成28年度における小・中学校の教育活動や社会教育事業の実施状況について点検・評価を行いました。

木古内町教育委員会といたしましては、点検・評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりたいと思っております。

今後とも、町民の皆様、並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。報告第4号の説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

昼食のため、13時まで休憩いたします。

休憩	午前11時52分
再開	午後 1時00分

**議案第9号 木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について**

**議案第11号 旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する  
条例制定について**

**議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)**

**議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**

**議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)**

**議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)**

**議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)**

**議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)**

**議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)**

**議案第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一括議題の議案については、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(吉田廣之君) それでは、朗読いたします。

日程第12 議案第9号 木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について、日程第13 議案第11号 旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、日程第14 議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)、日程第15 議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第16 議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第17 議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、日程第18 議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第19 議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)、日程第20 議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第21 議案第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。以上です。

**○議長(又地信也君)** 日程第12、議案第9号ほか9件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま一括上程となりました、議案第9号及び議案第11号につきましては、私からご説明を申し上げます。補正予算関係の議案第1号から議案第8号につきましては、そのうち副町長から説明をさせます。

最初に、議案第9号 木古内町国民健康保険事業基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成30年度から国民健康保険の運営主体が都道府県に移管されることに伴い、新制度移行後も当町の国民健康保険事業の安定した財政運営を図るため、基金の設置をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

制定内容等詳細につきましては、このあと町民課長より説明をさせます。

次に、議案第11号 旅費及び費用弁償の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの旅費及び費用弁償の改定は、財政健全化計画のもと、旅費基準額を抑制し、宿泊費については平成19年度から8,000円に減額し、歳出削減に取り組んでまいりました。

計画が概ね達成されたことに加え、現状の宿泊費における実費額との乖離を解消するため、旅費支給額を増額改定するものでございます。

基準額につきましては、特別職、議員及び行政委員については一泊1万1,800円、一般職及びその他委員については、9,800円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年7月1日から施行するとしております。

内容の詳細等につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次、副町長に代わります。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま一括上程となりました、議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)及び議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)、議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)、議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、並びに議案第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号からご説明いたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億9,328万8,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、先ほど議案第11号で提案をしました、旅費及び費用弁償等の改定に伴う補正が、予算科目全般にございます。

4ページの第3表「地方債補正」は、このたびの補正事業費による起債額の増額となっております。起債の目的の5項目目の道路整備事業債として100万円を追加し、補正後の限度額を4億7,130万円とするものです。

旅費改正関連以外の歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、社会保障・税番号システム整備・支援等実施委託料の追加、並びに当町の都市再生整備事業がまちづくり効果賞に選ばれたことに伴う授賞式に要する費用の補正です。

6款 農林水産業費は、漁船を引き上げるための上架台整備事業補助金の補正です。

8款 土木費は、都市計画道路環状線通整備事業で支障となる通信ケーブル移設補償費の補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金にかかる補正です。

10款 教育費は、木古内中学校創立70周年・統合50周年記念事業にかかる補助金の補正、並びにトレーニングマシン購入費の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,693万3,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、旅費及び費用弁償等の改定に伴う補正と、議案第9号で提案をしました、国民健康保険事業基金への積立金となっております。

それでは、歳出からご説明します。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 2万7,000円は、旅費改定に伴う追加です。

25節 積立金 8,000万1,000円の追加は、国民健康保険事業基金への積立金 8,000万円と利息の1,000円です。

8ページから11ページです。

2項 徴税費、1目 賦課徴収費 1万8,000円、3項・1目 運営協議会費 2,000円、8款 保健事業費、1項・1目 特定健康診査等事業費 8,000円、2項 保健事業費、1目 疾病予防費 6,000円は、9節 旅費改定に伴う追加です。

12ページをお願いします。

11款・1項・1目・節 予備費 8,003万円の減額は、国民健康保険事業基金への積立金と旅費改定分の3万円を予備費から充当するものです。

次に、歳入をご説明します。

6ページをお開き願います。

6款 道支出金、2項 道補助金、1目・1節 道調整交付金 3万1,000円は、旅費改定分のうち北海道からの交付金を充当する分です。

11款 財産収入、1項 財産収入、1目・1節 利子及び配当金 1,000円は、基金積立金の利子収入を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

次に、議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億7,201万5,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、旅費及び費用弁償等の改定に伴う補正と、行政報告でも申し上げました、システムの誤りによる還付加算金を補正するものです。

それでは、歳出をご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 4,000円及び7ページ、2項・1目 徴収費 4,000円は、9節 旅費改定に伴う追加です。

8ページをお開き願います。

4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 保険料加算金、1節 償還金及び利子割引料 1万円は、保険料軽減判定誤りによる還付加算金発生による追加です。

9ページをお開き願います。

5款・1項・1目・節 予備費 1万8,000円の減額は、このたびの補正の財源を予備費から充当するものです。

なお、歳入の補正はございません。

以上で説明を終わります。

次に、議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的支出第1款 病院事業費用、第1項 医業費用で30万2,000円を追加し、その総額を15億9,415万7,000円とするものです。

補正の内容は、旅費改定に伴う費用です。

それでは、支出をご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、3目 経費 12万円は、医師等の赴任旅費及び普通旅費で、旅費交通費改定に伴う追加です。

6目 研究研修費 18万2,000円は、学会出席等旅費及び普通旅費で、こちらも旅費改定に伴う追加です。

なお、旅費の改定に伴う補正については、軽微な額の追加補正であるため、これまでの慣例に基づき、収益的収入の補正は行っておりません。

以上で説明を終わります。

次に、議案第5号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的支出第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で1万3,000円を追加し、その総額を1億5,550万6,000円とするものです。

補正の内容は、旅費改定に伴う費用です。

それでは、支出をご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、4目 総係費 1万3,000円は、旅費改定に伴う追加です。

なお、旅費の改定に伴う補正については、警備な額の追加補正であるため、これまでの慣例に基づき、収益的収入の補正は行いません。

以上で説明を終わります。

次に、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的支出 第1款 施設運営事業費用、第1項 事業費用で3万5,000円を追加し、その総額を4億697万3,000円とするものです。

補正の内容は、旅費改定に伴う費用です。

資本的収入及び支出 第3条は、予算第4条本文括弧書き中、「3,772万9,000円」を、「3,773万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり改めるものです。

資本的収入の第1款 資本的収入、第2項 企業債で210万円を追加し、その総額を2,313万9,000円とするものです。

補正の内容は、施設改修に伴う設計委託料の計上です。

資本的支出の第1款 資本的支出、第1項 建設改良費で210万6,000円を追加し、その総額を6,087万4,000円とするものです。

企業債 第4条は、企業債の限度額を次のとおり補正するものです。

起債の目的にあります、「設計委託費」を補正し、企業債の限度額を210万円とするものです。

それでは、収益的支出を説明します。

6ページをお開き願います。

1款 施設運営事業費用、1項 事業費用、3目 経費 8,000円は、旅費交通費の追加です。

5目 研修費 2万7,000円は、旅費交通費の追加です。

次に、資本的収入及び支出を説明します。支出からになります。

8ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 委託料 210万6,000円は、介護老人保健施設いさりびと特別養護老人ホーム木古内恵心園との合併に向けた施設改修に伴う設計委託料の追加です。

次に収入を説明します。

7ページをお開き願います。

1款 資本的収入、2項・1目・節 企業債 210万円は、支出で説明しました設計委託料を



企業債で財源とするものです。

以上で説明を終わります。

次に、議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億126万9,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、旅費の改定に伴う補正となっております。

それでは、歳出からご説明します。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 8,000円は、9節 旅費改定に伴う追加です。

8ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費は、介護サービス事業勘定繰入金の減額分を一般財源に財源振替を行います。

次に歳入の説明を行います。

6ページをお開き願います。

7款 繰入金、1目 一般会計繰入金、4目 その他会計繰入金、1節 事業費繰入金 6万2,000円は、介護保険事業特別会計及びこのあと説明します、介護サービス事業特別会計の旅費改定に伴う一般会計からの繰入金の追加です。

2項・1目・節 介護サービス事業勘定繰入金 5万4,000円は、旅費改定に伴う繰入金の減額です。

以上で説明を終わります。

次に、議案第8号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページです

歳入歳出予算の総額は、それぞれ309万円とするものです。

補正の主な内容ですが、旅費の改定に伴う補正となっております。

それでは、歳出からご説明します。

6ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 5万4,000円は、旅費改定に伴う追加です。

28節 繰出金 5万4,000円の減額は、介護保険事業特別会計への繰出金を減額し、旅費補正分の財源とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 次に、詳細説明をお願いいたします。

議案第9号について、町民課長。

**○町民課長(吉田 宏君)** それでは、議案第9号の詳細につきまして、ご説明いたします。

資料番号1の議案説明資料、9ページをお開きください。

この条例を制定する目的について記載しております。

国民健康保険の運営主体は、平成30年度から都道府県に移行し、市町村はその運営費を徴収した国民健康保険税から納付金として都道府県に納めることとなります。

新制度移行後の国民健康保険税の税率は、都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準などを考慮し、集めるべき額として提示することとなる標準保険料率をもとに市町村が決めることとなりますが、現在の国の考え方では、繰越金を基金に積まずに保有する市町村につきましては、その額を保険料として集めるべき額に加算することになっていることから、基金を設置していない当町においては、集めるべき額として提示される標準保険料率が上昇してしまうこととなります。

以上のことから、基金条例を新たに制定し、設置した基金に繰越金を積み立てることにより、保険料率の上昇を回避するとともに、新制度移行後もより安定した財政運営を図ることを目的としております。

それでは、条例の主な制定内容について、ご説明いたしますので、議案のほうにお戻りください。

第1条では、設置の目的を定めております。

円滑な財政運営を図るためとしておりますが、詳細につきましては、先ほどご説明したとおりとなります。

第2条では積立、第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では繰替運用を定めております。

第6条では、基金の処分を定めております。

基金は、保険給付に要する費用に不足が生じた場合、災害等特別な理由により保険給付に要する費用に不足が生じた場合、国民健康保険税の軽減に充てる場合、そのほか財政上必要があると認める場合に、その全部または一部を処分することができることとしております。

第7条では、委任規定を定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第11号について、詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) それでは、議案第11号につきましてご説明いたします。

資料番号1 議案説明資料の13ページから15ページをご参照ください。

このたびの提案は、旅費に関する条例が4本あることから、関係条例の整理に関する条例として提案させていただいております。

関係する条例は、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例、及び特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例、木古内町長等の給与等に関する条例、並びに町職員の旅費に関する条例です。

資料13ページの別表に記載の宿泊料8,000円を行政委員、地方自治法第180条の5に定める教育委員会委員等ですけれども、につきましては1万1,800円、その他の委員は9,800円とするものです。議会議員の皆様及び町長等特別職の宿泊料についても、こちらの表の上段の1万1,800円の適用となります。

職員につきましては、14ページの表に記載の宿泊料、現在の8,000円を9,800円とするものです。

当町の旅費の額につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律あるいは、人事院規則などにに基づき設定しておりましたが、財政健全化のあり、経費の削減に努め、職員の人件費のカットや旅費の減額改定等を行ってまいりました。

資料15ページの下段にありますように、従前は役職で段階を付けておりましたが、現在は一律8,000円としております。ここ数年のインバウンド効果等により、宿泊料の高騰が続いており、現状の宿泊費との乖離が大きいことなどを勘案し、増額というよりは元の状態に戻すという主旨でございます。

資料15ページに記載のとおり、国や渡島西部広域事務組合の宿泊料にならない改定をお願いするものです。

なお、この改定により今定例会で補正提案させていただいている影響額は、一般会計で約157万円、ほかの会計あわせまして約48万円で、合計205万円程度となっております。

次に、議案第1号の詳細につきましてご説明いたします。

議案の8ページをお開き願います。

1款・1項・1目 議会費 22万4,000円の追加は、旅費改定に伴う8節 報償費の補正4,000円、並びに9節 旅費 22万円の補正です。いずれも本年7月1日以降に予定されている出張の宿泊日数分となっております。

9ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 28万8,000円は、町長、副町長、職員の旅費改定分です

13節 委託料 43万9,000円の追加は、社会保障・税番号システム整備・支援等実施委託料です。本制度につきましては、本年7月から自治体間の情報共有が開始されることになっており、その運用・導入支援事業について、国庫補助金の対象事業として実施可能になったため、今定例会で補正をお願いをするものです。後ほど歳入で説明いたしますが、事業費の約9割、39万7,000円が補助金として交付される予定となっております。

2目 職員厚生費 6万7,000円の追加は、旅費改定に伴う旅費の補正です。

5目 企画振興費 26万7,000円の追加ですが、このたび都市再生整備計画に基づくまちづくりにおいて、優良な計画が策定され、事業の実施において優れた取り組みを行った地区を対象として表彰し、関係者の栄誉を讃えるとともに、受賞地区の事例を全国に幅広く紹介することにより、地域の創意工夫を活かしたまちづくりを促進することを目的として毎年実施されているまち交大賞のまちづくり効果賞に木古内町が選出され、東京都で執り行われる表彰式に出席するための旅費 11万6,000円の補正をお願いするものです。

報償費 4万7,000円及び旅費残額の10万4,000円は、旅費改定に伴う報償費・旅費の補正です。

6目 新幹線推進費 14万4,000円及び次の10ページになりますが、7目 広域観光推進費 3万3,000円の追加は、それぞれ旅費改定に伴う旅費の補正です。

11ページをお開き願います。

2項 徴税费、1目 税務総務費 1万5,000円、及び2目 賦課徴収費 1万1,000円の追加は、旅費改定に伴う補正となっております。

12ページをお開き願います。

3項・1目 戸籍住民基本台帳費 6,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

13ページをお開き願います。

6項・1目 監査委員費 2万9,000円の追加は、こちらも旅費改定に伴う補正です。

14ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 6万2,000円、5目 保健福祉総務費 2万4,000円、8目 住民運動費 1万4,000円の追加は、旅費改定に伴う繰出金、旅費、報償費の補正となっております。

15ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費 2,000円、2目 予防費 2,000円、3目 環境衛生費 4,000円、4目 保健活動費 1万8,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

16ページをお開き願います。

4款 衛生費、2項 清掃費、1目 清掃総務費 2,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

17ページをお開き願います。

5款 労働費、1項・1目 労働諸費 4,000円の追加は、こちらも旅費の改定に伴う補正です。

18ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費 1万2,000円、2目 事務局費 6,000円、4目 農業振興費 8,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

19ページをお開き願います。

3項 水産業費、1目 水産業総務費 2,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

2目 水産振興費、9節 旅費 2,000円の追加は旅費改定分、19節 負担金補助及び交付金 100万円の追加は、漁船の上架進水施設が老朽化により腐食が進んでおり、これを整備するための事業費の一部を補助するものです。議案説明資料 資料番号1の1ページから4ページに事業概要、図面、写真等を掲載しておりますのでご参照願います。

20ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費 8万1,000円、及び3目 観光推進費 18万1,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

21ページをお開き願います。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費 2,000円、及び次の22ページ、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費 4万2,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

23ページをお開き願います。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費 1万3,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

2目 街路新設改良費、9節 旅費 2万7,000円の追加も、旅費改定に伴う補正です。

22節 補償・補填及び賠償金 120万円は、都市計画道路環状線通整備事業において、旧橋を撤去する作業の際に、N T Tの架空通信ケーブルが支障になることが判明し、一時的にケーブルを移設する費用を追加補正するものです。議案説明資料 資料番号1の5ページから6ページに、ケーブルの仮移設及び本移設の概要図を掲載しておりますのでご参照願います。

なお、道路管理者と通信事業者との間の取り決め事項として、本移設の費用は占用者側が

費用を負担しますが、仮移設に要する費用は原因者側、つまりこの場合であれば工事を行っている木古内町が負担することになっていることから今回の補正をお願いするものです。

24ページをお開き願います。

5項 住宅費、1目 住宅管理費 4,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

25ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費 238万8,000円の追加は、渡島西部広域事務組合負担金の補正で、職員の異動による人件費等の増額です

26ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費 2万4,000円は、旅費改定に伴う補正です。

2目 事務局費、9節 旅費 5万5,000円についても旅費改定に伴う補正です。

19節 負担金補助及び交付金 50万6,000円は、今年度に木古内中学校が創立70周年・統合50周年を迎え、11月4日に記念式典を行うこととなりました。この記念事業のうち、記念誌等の発行に係る印刷製本費用を補助するものです。議案説明資料 資料番号1の7ページに事業計画を掲載しておりますので、ご参照願います。記念誌等の発行部数は300部を予定しております。

27ページをお開き願います。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費 4万8,000円、2目 公民館費 4,000円、3目 資料館運営管理費 6,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

28ページをお開き願います。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費 4,000円の追加も旅費改定に伴う補正です。

2目 保健体育施設費 171万6,000円は、トレーニング器具の購入費用ですが、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する平成29年度スポーツ振興くじ助成金の対象となったことにより追加補正するものです。議案説明資料 資料番号1の8ページに、購入予定の業務用ランニングマシンの仕様を掲載しておりますのでご参照願います。

3目 学校給食費 4,000円の追加は、旅費改定に伴う補正です。

29ページをお開き願います。

11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費 2,000円の追加は旅費改定に伴う補正です。

次に、歳入について説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 39万7,000円の追加は、社会保障・税番号システム整備費補助金で、歳出で説明しましたとおり、事業費の約9割を見込んでおります。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 649万8,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整です。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 109万7,000円の追加は、スポーツ振興くじ助成金で、歳出で説明しました、トレーニング器具の導入がこの助成金の対象となったため、事業費の約65%を見込んでおります。

20款・1項 町債、3目 土木債、1節 道路整備事業債 100万円の追加は、都市計画道路

環状線通整備事業に充当する起債の補正です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、条例と補正予算を分けて質疑を行います

先に条例について、質疑はございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 議案9号について、確認をしたいと思います。

この基金制定の理由は、標準保険料率が上昇するという事で、一定程度理解はします。

ただ、基金を予備費から8,000万円、基金に充当するという根拠と言いますか例年国保事業も重傷なかがいれば医療費がドンと増えるという現象で、この国保事業の予備費の重要性というのは、縷々いろんな予算・決算含めて議論してきたのですよね。そういうことからしますと、これ8,000万円を基金に充当して、今年度の国保の保険給付が主たる部分ですけども、それが本当に大丈夫なのかなというのがまず一つなのです。ただ、この基金の中でも第6条で、保険給付に要する費用に不足が生じた場合は、基金を処分できるというふうになっているから心配はしないのですけれども、本当にまた年度途中で基金をまた取り崩しをしなければならないという現象が起きないのかなというそういう心配があります。だから、大丈夫なら大丈夫と答えてください。

それで、こういう現象は各町同じだと思うのですよね。ですから、ほとんどの町村がこの基金の創設をしているところもあれば、我が町みたくしていないところについては今回、基金を創設したということで、だいたい全道これで足並みが揃ったという捉え方でいいのでしょうか。それともほかの町村はわからない、我が町だけの単独の基金の制定なのか、その辺。先に我々も国保の加入者ですから、すごく保険料について心配なのです。先般、6月17日の北海道新聞の記事でも国保の保険料の上昇率を抑制するという北海道の方針が出されています。5%以上あるところについても2%に抑える、将来的には保険料は一律なのですが、当面はそれぞれの町村によって保険料のあれが差が出る。逆に、だから基金も大事なのですけれども、早くやはり来年の4月からのスタートですから、早くやはり木古内町の保険料の料率を示してもらった方がいいのかなと。それが逆に先行しなければならないと思うのですよね。その辺の考えも条例とは後段の部分は違うのですが、若干関連がありますので、現段階で把握している部分について、お答え願います。

**○議長(又地信也君)** 町民課長。

**○町民課長(吉田 宏君)** まず1点目の予備費、繰越金8,000万円を基金に積んでも問題がないのかというご質問ですけれども、これにつきましては例年、前年度の決算が終わりましたら、9月に精算分でまた繰越金等の補正があります。9月までにつきましては、いまの金額を積んでも全く問題はないということで、今後また9月に繰越金の分が増額補正になる見込みですので、その部分も含めてまた再度その時点で、繰越金をまた基金に積むかどうかというのを検討した上で、行っていきたいというふうに思います。

次に、保険料率についてです。その前に基金の状況です。

まず、基金条例につきましては、渡島管内でいきますと二つの市につきましては、基金条例がないようです。ただ、それ以外の八つの町につきましては、いずれも基金条例を元々設置しているということでもあります。

基金の残額についてまでは確認をしているのは、渡島西部と3町の部分ですけれども、既に基金を全部取り崩している町もあれば、4,000万円弱の基金を持っているという町もございます。

あとそれと、保険料率について早めに示すべきではというご質問ですけれども現在、北海道のほうでこれまで保険料。まず、保険料の決め方は先ほどご説明したとおりなのですが、北海道のほうで現在、仮算定ということで納付金の額と保険料率について、二度仮算定を行っています。このあと3回目の仮算定というのが9月頃に行われるということで、その結果が出ましてからこちらのほうで国保の運営協議会の中で協議しながら保険料の税率のほうをある程度決定して、お示ししたいというふうに思っています。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 1点目の質問でちょっとわかりづらかったのかなということで、再度説明をさせていただきます。

基金化をして予備費のような柔軟な対応ができるのかということのご質問かと思いますが、議員も指摘されていたとおり、条例の6条で重症患者が出て保険給付が増えた場合については、取り崩しができるというふうになっておりますので、取り崩しの手続きを行って、安定的な運営を果たしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 概ね、理解しました。ただ、課長の答弁の中で決算状況を見て、予備費をなくして例えば基金の積み増しとか増額するというそういうニュアンスで受け止めたのですけれども、そういうことでいいのかなのか。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) 先ほどご説明しましたとおり、この繰越金につきましては、基金に積んでいない場合については、それを集めるべき納付金の額に加算するというようなことになっておりますので、最大限すぐ使わなくてもいいと思われる部分については、基金に積まなければならないというふうに思っています。ただ、先ほど副町長も申し上げましたとおり、どうしても必要な場合にはその都度、取り崩しということも考えていきたいと思えます。

○議長(又地信也君) ほかに、条例についての質疑はございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

議案第11号 旅費及び費用弁償等の改定に伴う条例制定について、質問します。

まず1点目ですが、先ほど提案理由の中で、町長が平成19年より財政健全計画があり、旅費の減額をしたと。その経緯については、私も調べさせていただいて、経緯については把握しております。

その中で今回、金額を上げると言いますか戻すのは、計画を達成したからだというお言葉があったと思うのですけれども、その計画とはどのような内容だったのがまず1点目。

それから、現状の実費が解消するという言葉もあったように聞こえたのですが、現在も職員さんが出張でこの旅費規程を上回る宿泊料が発生した時に、実費でお金を払っている現状があるのかなのかを再確認いたします。まずは、2点。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいまの計画の達成ということは、財政収支計画でございます。

平成19年から本格的に給与の削減なども含めて、あるいは住民の皆さんの負担も含めて、財政健全化計画に取り組んだ結果、毎年黒字を計上するようになり、安定的な状況になってきたということを察して、説明をした次第です。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) いまのご質問の実費との乖離ということなのですが、昨年度でいきますと実際のところ、旅費の精算をした実績というのはありません。それは、聞きとりはしたところは、2割から3割から程度のケースで不足が生じているそうなのですが、精算できると謳われてはいるのですが、例えば高いホテルだったから精算するとか、その場合にほかに安いホテルがなかったのではないかとか、例えば本人への調査あるいは旅行命令をした側の追跡調査。こういったことも必要になってくる中では、非常に事務が繁雑になるということで、現在のところはその辺の細かい事務作業を行われていないというのは実情です。

旅費の算定にあたりましては、国や都道府県が行っている市場調査を基に、適正な宿泊料金が設定されております。かつては町もそれを準用しておりましたけれども、財政健全化によって当町独自の削減としていたものをこのたび他町並みに戻したいということで、ご理解願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 事務処理の大変さで通常精算行為をしなければならない部分をしなかったというのは、正直職務怠慢なのではないのかなと感じております。私自身、職員さんがお仕事で出張される場合に当然ながら、実費があつてはいけないと考えています。いま課長の説明では、おそらくということは2・3割程度不足しているというのは、全体の旅費を使われたかたの2・3割なのか、全体の旅費に対して金額的に2・3割不足しているのかという意味なのかちょっとわかりませんでしたので。100人行ったうちの20人程度が規定の旅費で足りなかったということなのか。もう1回言いますけれども、総体の金額で2・3割もオーバーしているのですよという意味なのかを。きちんと調査していないので、正確な金額は出ないかと思っておりますけれども。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) いま申し上げたケースなのですが、金額という形というかまず旅費ですので、1人年に1回の人もいれば年10回のかたもいらっしゃいます。いま申し上げたのは、人ではなくて件数として100件あれば、いま平野議員がおっしゃったように20件から30件程度の場合で、不足が生じている実態があるというふうに抑えております。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) わかりました。そもそも財政健全化計画があつて、旅費を下げました。財政が安定しているので、元に戻しますと。その考え自体どうなのかなと思います。現状は、財政は安定しておりますが、先ほどの一般質問でもあったように、人口減少が進み将来的に町が生き残れるかという現状の中、経費の削減というのは一生涯のテーマだと思っております。その中で、勘違いしないでほしいのですが、職員さんに負担をしてということは一切言っているつもりはありません。当然ながら仕事で視察・研修に行く際に、かかった分の旅費は当然ながら全額旅費としてみるべきなのは考えは変わりません。ただ、いま



のお話を聞くと現状、2・3割程度ですよ。残りの7・8割のかたはいまの規定で間に合っているのですよ。おそらくその2・3割を超えているというのも町長はじめ議長、一般職以外のかたがおそらく道内・道外に行かれた場合が大半なんじゃないのかなど。課長の説明どおり、近年の相場というのはホテル業界、非常に高くなってきているのも把握しています。ただ北海道内であれば、いまの規程内で十分間に合っているというのが先ほど言った2・3割以外の7・8割のかたは、間に合っているのが現状なのです。それを考えると、経費削減の今後の将来の木古内町を考えた時に、いまよその自治体に見習う必要もなければ、上げる必要はないと私自身は思います。いまこの旅費を例えば1万1,800円、あるいは9,800円にしましたと。いままでどおり8,000円でだいたい収まっている部分、余った分を返す精算行為をしますよというのであれば理解はしますが、通常この旅費というものは、かかった分だけ支給するというのが本来だと思うのです。ただ、全ての旅費でそのような行為をしていると業務に差し支えがあるということですので、ある程度賄える金額を設定していると思うのです。木古内はいまの話聞いても8,000円で間に合っているのですよ、7・8割は。それ以上かかったかたは、大変かもしれませんが、精算行為をすればいい話であって。現状の8,000円で間に合っている7・8割の現状をみても考えても、上げなければならないという考えは変わりませんかということを質問事項といたします。これまでの説明の中では、とてもとても私議員として町民にこの条例を変った説明をできる内容の答弁はありません。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** おっしゃっていることはよくわかります。財政の健全化、その中で現在旅費の見直しをする必要性が本当にあるのかということは、疑問としてはあるかもしれませんが。

ただ、私といたしましては、これまで職員並びに議員の皆様、そしてまた住民の皆様に変な厳しい財政運営の中でご協力をいただいて、その上で比較的安定した財政運営ができるようになってきた。これまでご協力いただいたそれを一つひとつ戻していくというのも私の使命だと思っております。

したがいまして、住民の皆さんからごみの収集手数料を値上げしたそれも幾分か戻していただいた。あるいは、各種委員会の報酬も当初は1日5,000円という報酬でしたが、1,000円まで引き下げ、現在は道半ばであります3,000円に引き上げることができた。

また、皆様方の報酬あるいは給与につきましても、同じでございます。できるだけ早く戻そうと努力してまいりましたが、やっとここ数年前に戻すことができました。様々なことでまだまだ手の付けていない部分がございますが、現在、国で決められている一定の旅費というのがあるわけですが、それにしても宿泊費の部分について、その中でもまだ食費とか日当とかとあるのですが、それは手を付けずに宿泊費というのは、実際にオーバーしているというのは現実でございます。いま総務課長の中で調べられる範囲で調べた部分はあるかと思いますが、議会の皆様においても私にとっても旅費というのは、札幌市内のポールスターを取れる場合は、この範囲で十分足りるわけですが、残念ながら緊急性のある出張等については、ポールスターを確保できない。その時には、札幌市場は8,000円では足りません。そしてまた、東京周辺になると全く足りないと。これが現状でございます。よく8,000円あると十分なところはたくさんあるということなのですが、それは早い時期に日程が決まれているかたは、早い時期にしっかりと予約ができるのですが、これが短い時間で予約を

するという事になると空いているところが少ない。こういった現状があります。こんなことで私といたしましては、職員のみならず議員の皆様にも影響することですが、せっかく皆さんで収支計画が安定に戻ったわけですから、一つひとつ戻す中の一つということで、今回提案をさせていただきました。まだまだ戻さなければならないというのはたくさんあるのですけれども、それはこれからのまた財政事情を見ながら一つひとつ決めていかなければならないと思っております。その上で、先ほど一般質問等で様々なご意見を賜りましたが、そういった事業にもしっかりと目を向け、着実に進めていかなければならないということを考えております。

**○議長(又地信也君)** ほかに条例について、質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 旅費の改定について一定の理解はするものの、15ページの資料を見ますと、各町それぞれの考えの基でこういう宿泊料金を定めていると思うのです。町長、19年度から財政の健全化で8,000円に。それは特別職、町長含めて行政職も8,000円ということ。今回は、ほかの町はそれぞれ通常行政職、一般職と特別職の格差を付けていますけれども、木古内町はやはり過去の財政の健全化で双方職員が一丸となって頑張ってきた部分からすれば、同額でいいのではないかというのが端的に自分の考えなのです。そこをどう議論してこういうふうな特別職と行政職の差が付いたのだろうという。この辺、その考え方をちょっとお答えしていただきたいと思えます。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(若山 忍君)** 先ほど町長から申し上げたとおり、国あるいは北海道の基準も段階があります。これはやはり、先ほど町長が申したとおり、一般職と違って役職の方達の出張地、あるいは出張場所と言うのですかそれが平均的にはやはり、大都会とかで行われるケースが多い。中央行動ですとかそういうことが多いことに鑑みて、そっこの回数が多いかたと我々職員の場合は、都道府県単位みたいな形での実態に見合った中でのそれに見合っただけでそれぞれ段階があるというふうに理解しております。

今回についても我々職員については、早めの出張が決まれば例えば札幌出張となるとそれなりに予約もできる段階の中で、一方で町長あるいは議員さんになると急な要請活動。例えば北海道単位、渡島町村会単位で、急に中央行動に行かなければならない。こういったことも想定される中では、それぞれ役職相当のかたについては、段階のある金額を高めに設定するというのは妥当というふうに判断しております。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 竹田議員、その当時もおそらくいらっしゃったと思うのですが、旅費の減額改定の際、当時は三段階に分けられておりました。その時に金額を抑えるという議論になった時、私のほうから特別職も二段階あるけれども、いまこういう緊急事態なので何とか一緒に職員と同じ、要するに一本化ということでの提案をさせていただいて、現在にいたっております。

しかし基本的には、段階があるというのが通常でございますので、私は元に戻すという意味で三段階に戻したかったのですが、これもあり一番上の層になりますと、知内町さんの例がありますが、やや金額が高騰しますので、そこは二段階目の金額をとって、今回二つに分けたということでございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 総務課長の説明でもわかるように特別職、例えば町長等の場合と一般職の出張の先が町長、いろんな陳情を含めた部分では東京、本州のほうに行くケースが多いから宿泊料も高いのだと。私はそういうことを求めているのではないのです。いままで一緒の同額でやってきたのに、元の18年の前の段階にまた戻すという。その考えではなく、今回の宿泊費の改定。これも少し財政に余裕が出てきたからやりましょうとそれは結構です。ですからこの際、ほかの町村がどうであれ我が町は職員も町長も泊まったら宿泊費は一緒だというふうにその議論がなかったのかと私は聞いているのです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) そのような議論はしておりません。あくまでも前に戻しましょうということで進めてまいりましたので、おっしゃっていることはわかります。どなたが泊まっても同じホテルであれば同じ料金でしょうということわかります。

また、東京に特別職が多く行くからということでもありませんし、総務課長は総務課長の見解だったと思うのです。私と違ったところに行っていますので。ただ、これだけいろんな会費あるいは旅費の出た分というのは、もう自分持ちだというふうになってしまっていると、なかなか戻ってきてからその分を精算するという行為は馴染まないものですから、これまでも一切そういう精算というのは私はしていませんけれども。ただ、これは国等での基準がありましたので、その中でも一番低いところをとって、ほかの町にも均さないといまはないようでございますけれども、その昔議会での研修等がありますと、木古内町の議員さんは旅費が安いからほかの町の旅費と全部あわせてトータルして、それを同じ金額にしましょうという辛い思いをしたということもある議員のかたから伺ったことがありますので、そんな恥ずかしいことはできるだけ早く止めようというそういう思いもあったものですから今回、特に一律という考えではなく、従来に戻すという考えの低いところをとったということでございます。

○議長(又地信也君) ほかに条例について、質疑ございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 同じく旅費の件なのですが、様々なままでの経緯でしたりとか考えの基であると思うのですが、いま話を聞いていると一番の私が疑問点というか問題点は、精算行為がゼロ件で、でも実際は2割・3割を持ち出ししていたと。その例えば年間でいくらだったかと、金額を把握されてからいくら上げますよと。そういう説明をするのであれば、まだ理解しやすいかなと思うのです。その部分が不透明なので、おそらくなかなか行政側の説明が伝わりづらい部分もあるのかなと思うのですが、実際に金額的にはどうですか。すぐ出てくるものなのでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時11分
再開	午後2時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

8番 鈴木慎也君の答弁を求めます。

副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど総務課長のほうから2・3割ということでお話をさせていただきましたが、今回の改定にあたっては詳しい職員に対しての調査は行っておりませんので、現在数字は持ち合わせておりません。お答えできないことをお詫び申し上げます。

これまで町長も含めて提案、趣旨についてはご説明をさせていただきました。出張の際にホテル代が高騰してきているということは、一般論として函館市の状況なんかもオンシーズンになるとなかなか高く1万円を超える状況もあるということが報道されているかと思えます。町としてはこれまで財政健全化に取り組んできて、一つひとつ削減あるいは減額をしていたものを復活をするような流れがある中で、今回旅費の改定に取り組もうと。これは以前の姿に戻そうということで、何を持ってその姿に戻そうかということになりますと、地方公共団体が参考とするのは人事院規則であります。人事院規則で国の職員が出張する際に、かかる経費です。こういったものを算定をしながら、その時々のお価なども反映をしながら、交通費もそうです。そういったものを反映をしながら、旅費の人事院規則の中の旅費の改定を行っている。それを地方公共団体は受けて、改定を行っているという状況でございますので、職員にあっては一泊9,800円、その上の段階については1万1,800円、そして1万3,800円と3ランクある中で今回、従前に近い姿として9,800円、1万1,800円という提案をさせてもらっているということでご理解をいただければというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** ほかに条例についての質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ないようですので、次に補正予算について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 説明の部分で聞き逃した部分もあろうと思いますけれども、再度答弁を願いたいと思います。

一般会計の25ページの消防費、これ本部費の負担金が230万円あまり補正になっていますけれども、これいま何かの事業なのか何なのかという部分について確認をしたいと思います。

それから一般会計の28ページの保健体育の備品購入、トレーニング器具が日本スポーツ振興財団、その補助対象になって今回の補正。器具の導入は、これは7割くらいの助成の中で導入するというのはわかります。ですけれども、これ例えば補助対象になったから器具を入れるということなのか、当初から例えばトレーニングマシンとして器具を導入したいという。それであれば3月の予算議会でやはり計上をして、あとは財源振替をすればいいのかなというふうに思うのですけれども、ただその辺の導入の動機がちょっとわからないものですから、その辺の説明願います。

それから介護保険の8ページ、地域支援事業の介護支援サービス事業費で財源振替をしています。これ例えばその他の財源がいまの時点で確定をしたということで、一般財源に振り替えると思うのですけれども、これその他の財源を何で見込んでいた部分が一般財源に振り替えるのかという部分をちょっと。金額は別にして考え方を確認したいと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志君。

**○3番(平野武志君)** ただいまの竹田議員の関連ですが、保健体育費のトレーニング器具の導入なのですけれども、現在のスポーツセンター内にあるトレーニング室の利用状況、利用人数。

それと今回、導入されるにあたった同様の趣旨なのですけれども、経緯。利用しているかたからの申し入れがあったのか、それとも現在も数台同様のマシンがあると思うのです、先日見てきたのですけれども。いま2台ありますよね。それが使えなくなってこれにするものなのか、それとも台数が不足で導入するものなのかもあわせてお答えいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 消防費に関して、1点目の答弁はどなたですか。

副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまの竹田議員の質問でございます。5月26日に渡島西部広域事務組合の臨時議会が開会をされておりまして、この中で出ました補正案件でございます。

渡島西部広域事務組合消防本部の人件費の補正でございます。消防長以下3名体制であったものを4名に変更するというので、1名分の増額がこのたび計上をされまして、その分について各町の負担が発生したということでございます。200万円を超える金額ですけれども、これを4町分ですので、800万円を超える金額というふうにご理解をいただければというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 次に、介護保険の関係。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長(羽沢裕一君)** 介護の8ページ目の財源の関係ですけれども、まずその他で△の5万4,000円減額という形。これは、介護サービス会計からまずは、介護保険の会計のほうへ繰り入れをいたします。その繰り入れする金額というものは、介護保険サービス会計での収入から支出、これを引いた差額分というものを全額繰り入れしているわけでございますけれども、そこでこのたび旅費の改定に伴いまして費用が増えましたので、その分繰り入れするまじ金額が減ります。ということで、介護保険のサービス会計から介護保険事業会計を繰り入れするこの5万4,000円がまず減るので、その他の財源がなくなります。

事務費にかかる分のものにつきましては、保険料等で賄うものではございませんので、一般会計からの繰り入れをするということで、一般財源に5万4,000円の増額ということで計上をさせていただいております。

**○議長(又地信也君)** 次に、備品購入。

生涯学習課長。

**○生涯学習課長(澁谷 勝君)** トレーニングマシンの予算の計上でございますけれども、採択予算の補助の決定が4月以降になるということで、当初から6月の補正でお願いする予定でありました。

それと、現在の平野議員の関係なのですけれども、トレーニング室には大型の機器は平成28年に導入いたしました下半身を鍛えるための機器と、それと開館当時に導入しましたベンチプレス2台があります。それで今回、トレッドミルというトレーニングマシンを導入しましたけれども、そのほかにあと2台購入の順次計画を立てて購入したいという考えであります。

利用状況は、年間約800人でございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 消防費の関係で、これは広域の臨時会の中では多くの議論をしたと思うのですが、我々木古内町の負担金が230万円増えるということについて。この3名から4名体制にしなければならない本部の考え、メリットと言いますかその辺はどうなのだろう。よく理解し難い部分なので、3名でどうしても体制が取れなくて1名増やさなければならないという部分だったのかどうかという部分について。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時31分  
再開 午後2時36分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(澁谷 勝君) 先ほどのトレーニング機器の補足でございます。

現在2台ある機器については、筋肉を鍛える機械だということで、利用者からのほうからの要望がありまして、ランニングマシンを導入したということでございます。

○議長(又地信也君) ほかに補正予算について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町国民健康保険事業基金条例の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 反対討論をいたします。

先ほどから質疑の中で、縷々説明をいただいたのですが、やはり現状8,000円で精算行為がないと。実際これだけかかっているという調査がないまま上げるということに非常に納得がいきません。

あと先ほど申し上げましたが、将来木古内町を存続させるためにも、経費節減は半永久的

に続けていかなければならないという観点からもいまのこの間に合っている旅費をあえて上げる必要はないと感じております。

あと1点、先ほど町長から議員の4町の研修の際に、よその町よりも我々が低いので大変な思いをしたという意見がありましたという言葉がありました。私自身は我が町の経費節減のために、他の市町村よりも旅費が劣っていることを逆に誇りに感じております。これはあくまで私の意見でございます。

以上のようなことで、反対討論といたします。

○議長(又地信也君) 賛成討論の意見を求めます。

7番 福嶋克彦君。

○7番(福嶋克彦君) いまの旅費の改定について、賛成討論をさせていただきます。

我が町は、平成19年から約10年間、財政健全化計画のために実施してきました。それが町長、三役以下40%の給与削減、管理職15%、一般職10%、これを実施してきましたと元に戻ったというふうなことができました。

我々議員についても10年間、はっきり言えば肩身の狭い思いをしてきました。木古内町の負担金が来月も栃木県に研修視察に毎年行きますけれども、ことしも3人行きます。そういう中で、木古内町の旅費が各町村よりも3,000円・4,000円少ない。そこで、プールした負担金を我が町が何万円も少なく負担しています。それを一部議員会から積立金の中から研修費として補っていますけれども、半分もなりません。そういうことが続いてきましたので、この際戻すことについて、私は賛成したいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに反対討論はありますか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 先ほどの質問の中で、副町長からも答弁をいただきましたが、金額の部分。やはりいま一度調査をしていただいて、これぐらいでしたと。その金額を確認できて私は賛成したいと思いますので、現時点では反対ということでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 賛成討論のかたございませんか。

6番 手塚昌宏君。

○6番(手塚昌宏君) 6番 手塚です。

先ほどから説明がありますけれども、2・3割のかたが負担があるということでありまして、それについては問題あるのかなと思います。

さらには、先の渡島西部広域事務組合の議会の中でも旅費については改定しておりますので、賛成しておりますので、この場でも賛成したいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 反対、賛成、各2名ずつより討論をいただきました。

以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立、多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成29年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)については、



原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成29年度木古内町水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成29年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 平成29年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 平成29年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、小澤病院事業管理者が公務のため退席いたします。

### 議案第10号 木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長(又地信也君) 日程第22 議案第10号 木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第10号 木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域産業及び経済を支える中小企業、及び小規模企業の振興に関し基本となる事項を定め、関係者が協働して中小企業及び小規模企業の振興・活性化を推進し、もって町民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的として、基本となる条例を制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

内容等の詳細につきましては、産業経済課長より説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 産業経済課の木村です。

木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例について、説明させていただきます。

資料の10ページには、経緯、目的、スケジュール案、11ページには当町も準じた北海道条例の概要、12ページには条例を踏まえた振興方策が記載されております。

この北海道の振興方策の中では、一つ目に経営体質の強化、二つ目に事業承継の円滑化、三つ目に創業等の促進という項目を出して、その課題と展開の方向性、具体的な取組例が記載されており、もって地域経済の活性化と地域社会の持続的発展を目的とするということとなっております。

経過といたしまして平成26年に、小規模企業振興基本法あるいは振興基本計画が制定、策定されております。これを踏まえて平成28年に、北海道小規模企業振興条例と振興方策が制定、策定されております。これを受けて、12月に北海道商工連との連名で、木古内商工会より条例制定の要望が出されております。そして、平成29年3月に、木古内商工会での経営発

達支援計画が中小企業庁より認定されております。この間、条例制定の検討を行ってまいったものです。

条例制定の趣旨・目的といたしまして、当町が今後も住み続けられるまちであり続けるために、働く場が必要であり、地域経済の活性化のためには私達の暮らしを支える企業活動が持続的に維持されるとともに成長していくことが重要だということで、これらの重要な役割を担っている企業のほとんどが中小・小規模企業者であるということで、条例の中で基本理念や各関係者の責務などを明らかにして、もって地域経済の活性化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的としているものでございます。

条例の内容です。

第1条では、目的が記載されております。第4条・5条・6条・7条では、町の責務ほか関係者の役割などを記載しております。第8条と第9条では、基本計画及び基本的施策について記載しております。第10条では、財政上の措置が記載されております。

また、附則としてこの条例は、交付の日から施行するというものでございます。

この条例が可決された後、スケジュール案としては、年度内に4回程度検討会を開催して、平成30年度を目途に基本計画を策定して、事業展開を図っていくものでございます。

なお、この基本計画については、5年を目途に検証して、修正が必要であればその対応をしていくものでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 今回、新たな条例が制定されました。これ10条で財政上の措置というように、中小企業の振興に関する施策を実施するために、必要な財政措置を講ずるといふふうになっています。

いま課長の説明で、来年を目途に基本計画を策定をして具体的な事業が出てくるのかなというふうに思っています。そして、基本的施策の中で7項目ございますけれども、やはりいま中小企業、商工業者の3番だとか4番の資金の調達だとかこういう部分についても、今後は町が積極的に支援をするという端的にそういう考えでいいのかどうなのかというその1点を確認しておきます。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(木村春樹君)** 例えばいま竹田議員がおっしゃった第9条の基本的施策の中の3号の新事業の起業支援に関することであれば、現行の起業支援条例の中でも対応可能なものもございます。

また、4号の資金調達の円滑化に関することにおいては、現行では中小企業支援の利子補給と信用保証料の補給金がございます。これらが現行の制度としてそのままでもいいのかどうかも含めて検討していきたいと思っておりますし、また先ほど平成30年度を目途に事業展開を検討しているということでもあります。できれば、平成30年度の予算編成も並行して対応していきたいと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第12号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第23 議案第12号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第12号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、道の駅みそぎの郷きこないの附属施設として、木古内町観光交流センター広場整備工事を進めておりますが、現行の条例第3条に掲げられております施設に、「8号、屋外広場」を加えるものでございます。

議案説明資料では、資料番号1の16ページに新旧対照表を掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

15時10分まで、休憩いたします。

休憩 午後3時00分  
再開 午後3時10分

### 議案第13号 木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第24 議案第13号 木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第13号 木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町産業会館耐震改修工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町産業会館耐震改修工事。工事場所は、上磯郡木古内町字本町地内。請負契約金額は、5,983万2,000円。契約の相手方は、高木・川瀬経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

次のページ資料2に、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 木古内町産業会館耐震改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第14号 財産の取得について

○議長(又地信也君) 日程第25 議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第14号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、取得する財産につきましては、予定価格が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、福祉バス。取得価格は、615万円。取得の相手方は、函館三菱ふそう自動車販売株式会社でございます。

次のページ資料3に、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

なお、取得する財産を福祉バスと申し上げましたが、これは財源となる地域づくり交付金の名称にあわせたものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第14号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第15号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(又地信也君) 日程第26 議案第15号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第15号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本計画の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号1の17ページから19ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

改正内容につきましては、これまでの計画に、薬師山展望台整備事業などについて、追加・変更するものでございまして、過疎対策事業債の充当を可能とするものでございます。

また、本計画の変更につきましては、平成29年5月29日付で北海道知事より「異議がない」旨の通知がされております。

なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明を求めます。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) まちづくり新幹線課、福田でございます。

私のほうから、木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明を申し上げます。

このたびの変更につきましては、今年度予算に計上されております、薬師山展望台等整備事業、並びにヒジキ養殖技術導入事業、プレミアム商品券発行事業、高齢者福祉施設改修事業、高齢者等入浴無料券交付事業、医療機器等整備事業(車両)、病院職員住宅建築事業、以上につきまして、過疎対策事業債を充当するための条件として、計画に追加するものでございます。

議案説明資料 資料番号1の17ページをお開きください。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の22ページでございしますが、43行目に「ヒジキの養殖技術の導入や」という文言を追加するものでございます。

25ページでございしますが、事業計画を変更するものでございます。

1. 産業の振興、(8) 観光またはレクリエーションの項目に、「薬師山展望台等整備事業 展望台整備・遊歩道改修・パノラマ看板設置等木古内町」を、(9) 過疎地域自立促進特別事業、「ヒジキ養殖技術導入事業 上磯郡漁業協同組合」並びに、「プレミアム商品券発行事業 木古内商工会」を追加してございます。

次に、計画の36ページでございしますが、26行目・27行目に、「また、高齢者及び重度身体障害者の心身の保養と健康の保持を図るため、木古内町内の入浴施設を利用できる、入浴無料券の交付事業を行う。」という文言を追加するものでございます。

説明資料の18ページをご覧ください。

計画の37ページでございしますが、事業計画を変更するものでございます。

4の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に、(1) 高齢者福祉施設、老人ホーム、「高

高齢者福祉施設改修事業 実施設計、改修工事、備品購入等木古内町」と、(8) 過疎地域自立促進特別事業の項目に、「高齢者等入浴無料券交付事業 高齢者及び重度身体障害者の心身の保養と健康の保持を図るため、町内の入浴施設を利用する際に使用できる、入浴無料券を交付する。木古内町」を追加してございます。

説明資料の19ページをご覧ください。

計画の41ページでございますが、これも事業計画を変更するものでございます。

5. 医療の確保、(1) 診療施設の項目に、患者輸送車、「医療機器等整備事業（車両）木古内町」と、その他の項目に、「病院職員住宅建築事業 町の病院では、不足する看護師や医療技術職員を確保するため、多方面で開催される各種就職説明会へ参加している。さらには、北海道新幹線が2016年3月に開業し、木古内駅も停車駅となり、首都圏などへも積極的に足を運び看護師等の確保を目指している。しかしながら、町内にある民間賃貸住宅などは空きが少ない状況にある。また、看護師等が当院へ就職を希望されても居住できないため断念するケースもある。このため、病院職員宿舎を整備し安定的な病院運営に努める。木古内町」を追加してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 資料と計画の中で高齢者福祉施設、これ施設の改修事業だから現在のいさりびを指しているのかなというふうに思っていたのですが、老人ホームという事業名なのですが、特別養護と付かないのですか、その辺。例えば、過疎の事業区分の中では老人ホームという扱いなのか、それともまた特別養護でなくて、老人ホームを何とか考えているのかなというふうにもちょっと思うのですけれども、その辺確認だけしておきます。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) これにつきましては、過疎地域自立促進市町村計画の活性化施策区分事業名の中で、高齢者福祉施設の中に有料・無料含めた老人施設は全て包括されるということで、この中に区分されたものでございます。お尋ねにあります、特別養護老人ホームもこの中に包含されるということでございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)



○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 同意案第1号から同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第27 同意案第1号から日程第36 同意案第10号までの木古内町農業委員会委員の選任については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括上程となりました、同意案第1号から第10号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1の20ページと21ページに、委員候補者の一覧を掲載しておりますのでご参照願います。

現在の農業委員会委員は、本年7月19日をもって任期満了となります。

本件は、昨年4月に施行された農業委員会等に関する法律により、公選制から市町村長が議会の同意を得て任命することになったため、第8条第1項の規定に基づき、同意を求めるものでございます。

新たな農業委員といたしまして、いずれも農業に関する見識を有しております。

同意案第1号では字鶴岡177番地、岸 智美氏、同意案第2号では字建川58番地1、岡山 徹氏、同意案第3号では字鶴岡223番地、東出雅史氏、同意案第4号では字大川95番地1、川瀬雄二氏、同意案第5号では字瓜谷44番地5、手塚宣彰氏、同意案第6号では字大平60番地89、森永康男氏、同意案第7号では字本町557番地38、多田幸広氏、同意案第8号では字新道113番地、林 イク子氏、同意案第9号では字中野18番地1、江川スエ子氏、同意案第10号では字新道104番地、鈴木了介氏。以上、10名の方々を適任と考え、選任いたします。

委員候補者の経歴、推薦理由等につきましては、資料をご確認くださいようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

皆様方には、ご審議をいただきまして、満場一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、同意案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第37 発議案第1号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項の規定により、「開かれた議会を目指し、議会のありのままの姿をわかりやすく町民に伝え、議会と住民を結ぶ重要な広報誌づくりを行う」ため、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、委員会条例第5条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会委員の定数は、5名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会委員の定数は、5名と決定いたしました。

続きまして、議会だより編集特別委員会委員の選任につきましては、木古内町議会委員会条例第7条第2項の規定により、竹田 努君、鈴木慎也君、新井田昭男君、相澤 巧君、手塚昌宏君、以上の5名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、竹田 努君、新井田昭男君、相澤 巧君、手塚昌宏君、鈴木慎也君、以上の5名を議会だより編集特別委員会委員に指名することに決定をいたしました。

議会だより編集特別委員会の正・副委員長が決まるまで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時36分  
再開 午後3時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回議会だより編集特別委員会において正・副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長に鈴木慎也君、副委員長には相澤 巧君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

開かれた議会を目指し、議会のありのままの姿をわかりやすく町民に伝え、議会と住民を結ぶ貴重な使命がありますので、各委員におかれましては鋭意編集に務まれていただきますようお願い申し上げます。

## 発議案第2号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第38 発議案第2号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

## 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第39 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 相澤 巧君。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。

意見書案第1号 平成29年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 福嶋克彦、同じく鈴木慎也。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

地方自治体は、子育て支援などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が進められています。

財政再建目標を達成するために、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、政府予算、地方財政の検討のあたっては、国民生活を犠牲にする財政ではなく、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、記載しております以下の7点を重点として、内閣総理大臣、内閣官房長官及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 意見書案第2号 松前半島道路の整備促進を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第40 意見書案第2号 松前半島道路の整備促進を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

意見書案第2号 平成29年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 新井田昭男、同じく平野武志。

意見書案第2号 松前半島道路の整備促進を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

松前半島道路は、平成10年に地域高規格道路の計画路線に指定され、現道の国道228号は、旧松前線が廃止となって以降、当該沿線地域の人・物の交通を支える唯一の道路として地域を支えてきているが、大雨や落石などにより通行止めがたびたび発生している。

このため、観光、産業振興をはじめ、医療施設への救急搬送や通院などに不安を抱えており、地域高規格道路松前半島道路の早期整備は、沿線住民の長年の悲願であります。

よって、記載しております以下の要望事項を、内閣総理大臣、衆参両院議長、並びに国土交通大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 松前半島道路の整備促進を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第41 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成29年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

( 午後3時58分 閉会 )



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月20日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 佐 藤 悟